

◎議 事 日 程 (第 4 号)

平成19年 6 月12日 (火曜日) 午前10時00分 開議

日程第1 一般質問

◎本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

◎出 席 議 員 (29名)

| | | | |
|-----|-----------|-----|-----------|
| 1番 | 前 田 芙美子 君 | 2番 | 鷺 野 聰 明 君 |
| 3番 | 三 輪 久 之 君 | 4番 | 日 永 貴 章 君 |
| 5番 | 吉 川 三津子 君 | 6番 | 榎 本 雅 夫 君 |
| 7番 | 岩 間 泰 彦 君 | 8番 | 田 中 秀 彦 君 |
| 9番 | 村 上 守 国 君 | 10番 | 真 野 和 久 君 |
| 11番 | 鬼 頭 勝 治 君 | 12番 | 八 木 一 君 |
| 14番 | 小 沢 照 子 君 | 15番 | 後 藤 和 巳 君 |
| 16番 | 堀 田 清 君 | 17番 | 加 藤 和 之 君 |
| 18番 | 古 江 寛 昭 君 | 19番 | 大 島 功 君 |
| 20番 | 大 宮 吉 満 君 | 21番 | 永 井 千 年 君 |
| 22番 | 黒 田 国 昭 君 | 23番 | 中 村 文 子 君 |
| 24番 | 加 藤 敏 彦 君 | 25番 | 加 賀 博 君 |
| 26番 | 宮 本 和 子 君 | 27番 | 石 崎 たか子 君 |
| 28番 | 佐 藤 勇 君 | 29番 | 太 田 芳 郎 君 |
| 30番 | 柴 田 義 継 君 | | |

◎欠 席 議 員 (1名)

13番 近 藤 健 一 君

◎地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

| | | | |
|-------------|-------------|-------------|-----------|
| 市 長 | 八 木 忠 男 君 | 副 市 長 | 山 田 信 行 君 |
| 教 育 長 | 青 木 萬 生 君 | 会 計 室 長 | 杉 山 政 男 君 |
| 総 務 部 長 | 中 野 正 三 君 | 企 画 部 長 | 石 原 光 君 |
| 教 育 部 長 | 水 谷 洋 治 君 | 経 済 建 設 部 長 | 篠 田 義 房 君 |
| | | 市 民 生 活 ・ | |
| 上 下 水 道 部 長 | 若 山 富 士 夫 君 | 保 健 部 長 | 八 木 富 夫 君 |
| 福 祉 部 長 | 加 賀 和 彦 君 | 消 防 長 | 古 川 一 己 君 |
| 佐 屋 | | 立 田 | |

総合支所長 藤松岳文君
八開
総合支所長 水谷正君
総務部次長兼
市民税課長 寺尾信之君
保険年金課長 水谷辰也君

総合支所長 飯田十志博君
佐織
総合支所長 伊藤忠俊君
市民生活部次
長兼環境課長 加藤久夫君
学校教育課長 山田喜久男君

◎本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会議務局長 伊藤辰雄
書記 田尾武広

議事課長 服部秀三

午前10時00分 開議

○議長（佐藤 勇君）

定刻になりました。

昨日に続き、ただいまより一般質問を続けさせていただきます。

なお、13番・近藤健一議員は欠席届が出ております。また、22番の黒田国昭議員は遅刻の届けが出されておりますので御報告させていただきます。

それでは、定足数に達しておりますので、ただいまから継続会を開会いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第1・一般質問

○議長（佐藤 勇君）

日程第1・一般質問を続行いたします。

一般質問は、通告順位に従いまして順次許可することにいたします。

最初に、通告順位9番の8番・田中秀彦議員の質問を許します。

○8番（田中秀彦君）

議長のお許しを得ましたので一般質問をさせていただきます。

前置きでございますが、きょうは一般質問の2日目でございますが、いつも昼から遅いころに質問させていただいておりますが、初めてどしよっぱつということで、いつも口癖でお眠りいただいても結構ですということを言っておりますが、それは言えませんが、自然体でひとつお聞きいただきたいと思います。

それでは、質問に入らせていただきます。

本日は、大項目で4点お願いをしております。

第1点は、19年度予算執行についてでございます。

予算執行にコスト意識をという小項目でございますが、皆様方も御承知のとおり、新年度予算は3月議会において一般会計予算約189億円で議決をされ、19年度予算として現在執行しているところであります。予算執行に際し、全職員に申し上げたいのは、常にコストの意識を持って、予算は使い切ることが目的ではなく、必要な事業には適正・適切に使うが、その結果、余った予算が生じたというのはよいことであるという認識をすることが必要であります。また、当然のことであると思います。市長初め幹部は、職員にその認識を徹底させ、指示することが肝要ではないかと思うが、見解をお聞きしたいと思います。

次に、予算を適正に使用した場合、また余らせた部署に対する評価をということでございますが、役所の体質は、ともすれば民間企業と比較し、予算執行に際して甘い部分があるのではないかと思うわけです。事業予算が適正・適切に使用されて、予算を余らせた部署においては昇進・昇給という評価を与え、かつ新規事業の立案とか実施も任せる。そのような優秀な職員・部署というのはそういう方向に持っていく。また、その逆の場合には、降格・減給ということもあり得るという、メリハリをつけた行政運営をしなければいかんのではないかと思うわ

けです。

そこでお尋ねしますが、職員の評価方法はどのように行っているのか、お聞きをいたしたいと思えます。

次に、大項目の2点目の「愛西（愛妻）デー」の制定をという項目でございます。

我が愛西市は、名称、俗にネーミングが「愛妻」と相通じるところがございます。議員や職員の皆さんも、多分旅行とか、いろんなどころへ出かけられた折に経験されたんじゃないかと思えますが、私も旅行とか他県へ出かけた折に、親しくなった方とお話をした中において「あなたはどこから来たのか」と聞かれたときに、「実は愛西市です」というお答えをいたしますと、先方は「愛妻市」と勘違いをされて、「よい名称ですね」と。これはお褒めなのか何なのかわかりませんが、先方は「さぞ愛妻家が多いんでしょうねえ」というようなお言葉を時々言われます。その都度、私は苦笑いしがてら、愛知県が一番西に位置しておる地域で、4ヵ町村が合併し「愛西市」という名称がつけましたという説明をしております。その折に、そう言われた方が「愛妻市」の名称にしておけばいいんじゃないのと。ということは、絶対それ忘れないよということをよく言われます。私もそうだろうなあと思うわけです。ですから、この際、この愛妻市のよいネーミングを活用して「愛妻デー」を制定し、市内及び近隣市町村の愛妻家よ集まれと呼びかけて「愛妻デー」というのを開催したらどうかと、こんなことを提案するわけです。そうすれば愛西市の知名度も上がり、マスコミも取り上げてくれ、また将来的には、これが発展してくれば全国的な愛妻サミットも考えられるのではないかなと思うわけですから、ひとつ制定のお考えがあるのかどうか、あるいはその前のアンケートにおいて実施されるお考えがあるのかどうか、一遍お尋ねをしたいと思えます。

次に大項目の3点目でございますが、新架橋と河川敷の利用についてであります。

木曾川・長良川新架橋についてでございますが、愛西市の新市建設計画では、愛知県の西の玄関口として位置づけているところでありまして、愛西市はそのような位置づけであるということが書いてあります。本市の発展のためには、東海大橋、立田大橋の中間点に新架橋が必要であり、特に最近の立田大橋、東海大橋の渋滞状況等を考えた場合、建設計画の促進を図るべきと考えるが、そこで2点お尋ねいたしますが、木曾川・長良川架橋促進協議会が設置されておりますが、その活動状況についてお尋ねをいたします。

それから次に2点目は、新架橋の現在あるいは将来に向かっての進捗状況、それから今後の見通しについてお尋ねをいたしたいと思えます。

次に、木曾川左岸の河川敷の利用についてでございますが、これは上流は東海大橋より下流は立田大橋下流まで約13キロ、愛西市側の河川敷が現に存在しております。この河川敷は土地改修費の要らない土地でございますが、河川敷の有効利用を図るべきと考えますが、そこで4点ほどまとめて質問をさせていただきたいと思えます。

愛西市の現在の河川敷の利用状況についてお尋ねをしたい。それから、今後の愛西市の利用計画はどんな計画があるのかお尋ねをしたい。それから3点目、国土交通省木曾川下流河川事務所への働きかけはどのようにしておるかということもお尋ねをしたい。それから、国土交通

省の利用計画についてお尋ねをいたしたいと思います。

それと、先回の議会の初日にありました全員協議会において八開木曾川グラウンドの占用廃止についてという問題が出ておりました。これは地元の議員、あるいは私も利用し、また整備をした一員として非常に寂しい感じがするわけございまして、どのような経緯でそのような考えになっておるのか。これは20年3月が占用期限の更新日だということですから、まだ今年度1年はあるということございしますが、その間に本当に利用があるのかないか、コストがどういふふうにかかっているのか、いろんなことを研究し、そして占用の可否について決定をすべきであるというふうに思いますが、その点もお聞きをしたいと思います。

次に大項目の4点目、愛西市の都市計画の取り組みについてでございます。

小項目の都市計画のマスタープランの策定についての項目でございますが、このマスタープラン及び都市計画の見直しについては、本市の将来展望にかかわる重要な問題であると思っております。いわゆる線引きの見直しでございますが、平成22年に、これは皆様も御存じのとおり実施されるということでございます。それに向けて本市の土地利用の将来像を描くマスタープランの作成が重要かつ必要になってきておるわけなんです、本年度の予算にはマスタープラン作成費として250万計上されております。正式に言えばマスタープラン策定委託料ということで計上されておりますが、この計上されたマスタープランの今後の方法と手順について4点ほどお聞きをしたいと思います。

まず、マスタープランの策定のスケジュールについてでございます。それから、マスタープランの作成の基本構想は、どのような構想でもって行うかを2点目にお聞きしたい。それから、マスタープランの作成に際し、愛知県の指針としてあるのかどうか、これもお聞きをいたしたいと思います。それと、ある程度関連するかもしれませんが、現在、次の項目で都市計画審議会というのが愛西市には設置されておるはずでございます。この都市計画審議会の愛西市の構成員、それから開催日数、審議内容についてもお聞かせいただきたいと思っております。それと、先般、県の派遣職員、専門職を要請され、3名のうち2名が開発、あるいは都市計画法に精通する方が来ていただいたということございしますが、どのような業務で、あるいは愛西市の職員として、どのような仕事を与え、なさっておるのかということもお聞きをいたしたいと思っております。

3番目の愛西市独自の都市計画条例の制定につきましては、これは非常に難しい問題がありますが、地方自治との関係から、もう今からやるべきではないかと思っておりますが、これは自席でもって質問をさせていただきます。よろしくお願いをいたします。

#### ○副市長（山田信行君）

それでは、最初の御質問の、19年度予算の執行についてのお答えをさせていただきたいと存じます。

その中のまず最初、予算の執行にコスト意識を持つてはどうかという御指摘でございます。この関係につきましては、当然留意しなければならないことございまして、私ども、予算を作成する予算編成方針の中にもコスト削減というのを明記いたしまして職員の意識を喚起して

いるところでございます。かつてバブルの時代には予算を使い切るのが管理職の腕前、手腕だというふうに評価されたときもございましたが、それも今になっては既にいつときの昔話となっております。現在では、もう既に平成の時代に入るところから、事業の執行に当たっては最少経費で最大の効果が上げられるような努力をしてきたところでございます。今回は、さらに行革の中で集中改革プランというものを私ども出しております。この集中改革プランに基づきまして経常経費の節減、そういったものもなお一層これから図っていかねばならないということで、さらに一層職員へのコストの意識、そういったものを徹底していきたいと考えているところでございます。

続いて二つ目の御質問の関係でございますけれども、要は予算を適切に執行して、その実績を評価したものを給与なり人事に反映したらどうかという御指摘でございますけれども、この給料の昇給だとか減給だとかというものにつきましては、基本的には給与条例、あるいは懲戒・分限条例といった条例がございますので、この条例に基づきまして職員の勤務成績に応じた評価をし、そういった対応をすべきということが大原則になっております。そういったことからいたしましても、予算の執行というものは、財政が厳しいから、単に余せばいい、残せばいいといったものではないと私どもは考えておりまして、必要な事業には重点的に予算を投資していく、そういった考え方のもとに、既に数年前からこういったことには心がけておりまして、先ほども言いましたように予算編成時から、その事業の選択とか、その予算の金額の妥当性、そういったものは査定時にもチェックをしてきたところでございます。現在、どこの部署でも予算の執行に当たっては相当厳しい認識のもとに執行しているのが現実だと思っております。

そういったことから、給与だとか人事体系を単に予算の執行のよしあしだけで評価していくというのはあまり妥当ではないと、そのように考えているところでございます。要は予算の執行状況だけを加味したような給与だとか人事の評価は妥当ではない、好ましくないと、そのように考えております。以上でございます。

#### ○市長（八木忠男君）

おはようございます。田中議員の質問にお答えをいたします。

「愛西（愛妻）デー」の制定をとということでございます。

御指摘いただきましたようなお話は、私も何度か市民の皆さんからも聞きました。そんな愛妻デーなんかはどうだねと、そんなことの話の中で、ごろ合わせでありませんが、1月31日がいいですかなんていったお話をしたこともあるんですが、御指摘のように発音も一緒ですし、響きもいいということで、外へ行って、「愛西市から」と東京でも話をしますと、大変いい名前ですねということも幾度となく聞くわけであります。

今、愛西市は合併して3年目を迎えました。2町2村が結婚をしたということでありまして、そうしたことで各地区の住民の皆さんの融和、理解を進めるべく、今、事務事業も進めております。そんな施策の中で、まずはこうした考え方を市民の皆さんが持っていただけるといいかなということを思っているわけであります。まだまだ合併していいことはないという言葉も聞

くわけでありまして、そうしたことを一つ一つ御理解をいただくべく輪を広げていきたいと思  
っているところでありまして、現段階、具体的に愛妻デーの制定などはまだ考えておりませ  
んけれども、将来にわたっていろんな状況が考えられるということは思っているところであり  
まして、現在のところは、この制定までの考え方は持っておりません。

#### ○経済建設部長（篠田義房君）

それでは、私の方からは新架橋と河川敷利用についてと題してお尋ねの件にお答えをさせ  
ていただきます。

議員も質問趣旨の中で述べておみえでございしますが、新架橋は岐阜県、名古屋市近郊の地域  
間交流をこれまで以上に活発化させるとともに、第二名神高速道路並びに中部国際空港へのア  
クセスを高めますし、広域的な交通体系への結びつきを強化し、物流の動きをよくいたしまし  
て、地域を飛躍的に向上させることが期待されまして、この関係地域が一体となって新架橋の  
建設促進活動を積極的に行っているところでございします。当愛西市にとりましても、新市発展  
のために重要かつ不可欠な事業であるというふうに考えております。

さて、1点目の協議会の活動についてでございますが、まず18年度の状況でお話をさせてい  
ただきますと、8月4日に津島商工会議所において総会を開催いたしました。そして、10月27  
日に愛知県公館におきまして愛知県知事、愛知県建設部長等、地元の県会議員、それから岐阜  
県の県会議員さんも同席でございましたが、御一緒に要望活動を行いました。それから、12月  
1日には岐阜県庁へお邪魔いたしまして、岐阜県知事、それから岐阜県の副知事、岐阜県の県  
土整備部長等、こちらの方も地元の県会議員さん、こちらの方ですと津島市を含めて4名の県  
会議員さんと、岐阜県の県会議員さんお2人に御同席をいただきまして要望活動を行って  
おります。

2点目の進捗状況についてお尋ねでございますが、現在、事業の要望中ではございまして、事  
業の進捗というお尋ねになりますと、現時点ではゼロ%というお答えをせざるを得ませんけ  
ども、今後の見通しということにつきましては、現在のところルートについて、愛知県側にあ  
る主要地方道甚目寺・佐織線の延伸上で岐阜県の方ともおおむね合意が得られております。今  
後、都市計画決定が必要になってきますが、そうした必要な調査、そしてその取り付け道路  
の調整が行われていくことになろうかと思っております。

ただ、愛知県と岐阜県の間には、皆さん御存じのように大きな河川が幾つかございしますこと  
から、現在、そのほかに橋をつくりたいというお話が出ているわけですが、これが新濃尾大橋、  
新愛岐大橋、そして今御質問に上がっております新架橋と、三つの橋の計画が上がって  
おります。また、一方のお話として道路特定財源の一般財源化というようなお話もござい  
まして、大変厳しい状況にございします。議長さん初め議員の皆さん方にも、機会をとら  
えてお力添えをいただければありがたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

次に、木曾川左岸の河川敷利用についてお尋ねをしておみえでございしますが、こちら  
につきましては、現在、愛西市として木曾川河川敷を利用しているものにつきましては、  
これも議員質問趣旨の中で言っておられましたとおり、東海大橋の下にグラウンドが3面とイベント兼

駐車場として約3万8,000平方メートル強の用地と、それから船の係留のために変形護岸として5ヵ所、占用をさせていただいているのが実情でございます。

今後の市の利用計画についてお尋ねでございますけれども、今のところ具体的な利用計画はございません。といいますのは、現在の木曾川左岸堤防については、ほとんどすべてと言っていいほどでございますが、完成断面に至っておりません。今後、河川敷の幅員等がどの程度になるかわからないこと、それから国土交通省の築堤工事に入っていきますと、その築堤工事が優先されてしまって、場合によっては占用させていただいているところも立ち退くというか、占用をお返しせざるを得ないようなこともあり得るといえることがあるからでございます。御理解をいただきたいと思っております。

それから、木曾川河川敷の利用につきまして再度お尋ねでございますが、この木曾川河川敷等の利用につきましては、関係市で構成をいたしております。今現在、桑名市、海津市、愛西市、こちらの木曾三川公園建設促進下流期成同盟会という会がございまして、同盟会の方から、毎年夏と秋、中部地方整備局並びに東京の国土交通省の方に、河川敷の有効利用を図るためスポーツ施設やレクリエーション施設、憩いの場として木曾三川公園としての早期の整備をお願いしたいということで要望をいたしております。

また、市と木曾川下流河川事務所で開催している、毎年これは5月ぐらいにあるわけなんです、事業連絡調整会議の場においても、木曾川左岸の河川敷の有効利用については早期に整備をしていただきたいというような要望を申し上げているところでございます。

それで、4点目に国側の利用計画についてお尋ねでございますが、木曾川左岸の立田大橋の下の箇所におきまして、アウトドアレジャーを主といたしましてデイキャンプ場をつくるという整備計画がございまして、19年度にその一部の施工を計画したいということで伺っておりますので、御報告をさせていただきます。

それから、都市計画マスタープランの関係でお尋ねでございますが、この都市計画のマスタープランの策定に当たりましては、愛西市の長期的都市としての将来像、それから土地利用の基本的な方向、地域別のまちづくり方針、こういったものを明確にした都市計画マスタープランを19・20年度の2年間で作成をしていくというスケジュールを持っております。差し当たって19年度につきましては、愛西市の現況、課題を整理いたしまして、都市計画として目指すべき将来像、そしてそれを実現するためのまちづくりの目標、土地利用構想を全体構想として取りまとめをしてまいりたいと考えております。

20年度は、全体構想をもとに愛西市を幾つかに区分けをいたしまして、それぞれの地区ごとに地域づくりの目標や方針を取りまとめまして、本市の都市計画の総合的な指針としてマスタープランを作成いたしたいと思っております。

それで、愛知県の指針等についてもお尋ねでございますが、愛知県といたしましては、県としての都市計画区域マスタープランを19年度、20年度作成をしていくということでございますので、愛西市といたしましても県との整合性を図りながら進めてまいりたいと思っております。

それから、都市計画審議会の関係についても4点ほどお尋ねでございますが、この都市計画



審議会の構成につきましては、都道府県の都市計画審議会及び市町村都市計画審議会の組織及び運営の基準を定める政令、そして愛西市の都市計画審議会条例に基づきまして、市議会議員の方及び学識経験のある方から任命をさせていただいております。市議会議員の方が5名、愛知県の職員1人を含む学識経験のある方から10名をお願いいたしまして、合わせて15名の皆さんで構成のお願いをいたしております。任期は2年でございます。

開催日数につきましては、審議が必要な事項がある場合での開催であります。19年度の予算は3回の会議の予定の計上をさせていただいておりますが、これまで17年度から18年度は、それぞれ1回ずつ会議を開催させていただいております。

それで、審議内容についてのお尋ねもございましたけれども、これにつきましては都市計画に関する事項について審議をお願いいたしております。都市計画事業を実施する場合に実施前の計画案について、また都市計画決定する場合の決定案について審議会を開催し、審議をお願いいたしております。この予定をいたしております都市計画マスタープランの作成についても、この審議会の御意見を承ってまいりたいというふうに考えております。

それから、県派遣職員の都計関係、それから開発に関する対応についてということでお尋ねでございますが、県派遣職員については、現在、都市計画課の方へ1名、御無理をお願いいたしております。議員も御質問の中で言うておみえになりますように、平成22年の都市計画の見直しに向けまして、愛西市の土地利用計画や都市計画マスタープランの作成等の事業に関しての指導とかアドバイス等、もう一つは県とのパイプ役になっていただいているのが実情でございます。

それから、ちょっと前後して申しわけないんですが、河川敷の利用の中で追い質問で東海大橋の下の占用廃止の関係ということに対してお聞きでございますが、実は私も窓口ということで桑名市でございます木曾川下流河川事務所の方まで社会体育課長さん等と同席をさせていただきましたので、私の方からも少しお答えをさせていただきますが、利用についてはかなり頻度が低いということ。御利用になっている方が、ほとんどが市外の方の御利用ということ。もう一つは、マウンテンバイクというんですか、それで河川敷の方へおりてみえてグラウンドの方を大変荒らされるということで、その対策に困っておるといようなことで、このたびその占用の更新の時期を迎えるに当たって、議員が御質問の中で言うておみえになるようなお話を河川事務所の方へお話をされてみえましたので、私の方から御報告をさせていただきます。

それから、一番最後の愛西市独自の都市計画条例の制定についてということも、また自席でというお話がございましたが、多分議員も御質問の中で御存じのことかもわかりませんが、市町村で条例が制定できるというのは、本来、法律の趣旨に基づいて、それに準じた形で、まず詳細な条例を各市町村が持つという形になりますので、当愛西市の中では独自の条例を持つということについてはいかがなものかなというふうに思いますので、そういった御答弁をさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

#### ○8番（田中秀彦君）

それでは、順次再質問をさせていただきます。

19年度の予算執行についてのことでございまして、副市長からコスト意識のみを考えた評価はちょっといかがなものか。していないというような御発言がございました。当然、私もそれのみを目指せと言っているのではなくて、総合的に判断し、職員として非常に能力があり適性であるという方、あるいはそういうことも含めた上での判断をしてくださいということを行っているわけですし、きのうの村上議員の質問の折に回答がありましたように、基本的には職員の人員配置というのは適材適所で、そして仕事を大いに生かしてやっていただくということが基本でございますから、まずは適材適所に配置をし、村上議員がその折に言われておりました、人事課を設けたらどうだというような案もございましたが、私はそれは大いに賛成です。少人数で人事課も必要ではないのかなと、これだけの大世界であればという考えも持っております。ですから、そういうような観点から、ぜひめり張りのある人事考課とか人事配置とか、こんなことをお願いしたいという趣旨でございます。

ぜひ1番のコストについては、予算編成時から絶えず言っておると。また、執行に際しても言っておるということでございますから、これをぜひ実行していただきたいと、このように要望しておきます。

次に2点目の「愛妻デー」の制定についてでございますが、市長からは現時点ではちょっと条例の制定は考えないよと。ただ、そういうことを言われたこともあるということであれば、また将来的にはちょっと考える余地があるんだということであれば、そんなお考えがあるのであれば、やはりアンケートとかというようなことを実施して、市民の意見、どこにあるかということを考えていただいて、そしてそういう制定が住民にとって非常に必要であり、また市民も望んでおるということであれば、ぜひ実行していただきたいということを要望いたしておきます。

それから3点目でございますが、新架橋と河川敷の利用についての新架橋の件でございますが、経済建設部長がお話しになりました木曾川・長良川新架橋促進協議会がどのように開かれておるかということでございますが、年3回、18年度は開かれておると。そして、当然、関係の首長、議長もそうだと思いますし、県議、あるいは知事も同席されて要望活動をしておると、これは愛知県も、それから岐阜県もやっておるということでございますが、私もあの近くを、あるいは愛西市内を通りまして、全く新架橋という看板も出ておりませんし、そういう促進をしておるんだという運動も全く見えないわけなんです、そういう促進をしておるんだというような看板とか、あるいは運動しておるんだという広報とか、そんなことが全く見えないんですが、その点はどのようにお考えか、お尋ねします。

#### ○経済建設部長（篠田義房君）

看板も何も出てないんでどうかというような御質問でございますが、先ほど御答弁の中でお答えをさせていただきましたように、当愛西市だけで独自に動くというのはいかがなものかと思えます。協議会の中の活動として関係市で動いておりますので、当愛西市の議会の中でもこういった御意見が出ましたが、どんなものでしょうかというような声を出していきたいと思っておりますので、しばらくお時間をいただきたいと思っております。

## ○8番（田中秀彦君）

ぜひお願いしたい。と申しますのは、そのような行動を起こさないことには、やはり県の方にも、あるいは海部事務所の方にも、関係市町の方にもそういう運動があるということが周知されませんし、またこれは本来はその地方の住民が望んでおるということであれば、やはり署名活動とか、そういうことまでして運動をします。そして、県とか国へその要望書を持ち上げるとというのが一番要望事項としては、また表現は悪いんですが、効くのではないかなと思うわけですから、この運動を盛り上げるためには、最低限そんなような広報、看板も設置しなければいけないし、また下から上がってくる運動をしなければいけないのではないのかなど、このように思っております。ぜひ一度今度の協議会には、最低限この地域でこういう架橋の計画があるんだという看板ぐらひは、愛西市、津島市、海津市、その他関連のところに10カ所ぐらひは設置すべきではないかと、このように思います。

次に、河川敷の件でお尋ねいたします。私も実はちょうど2週間前ぐらいですか、同僚議員と河川工事事務所へ行ってまいりました。そして、河川敷の利用状況とか要望について逐次お話をお聞きしましたし、またちょっと突っ込んだお話もさせていただきました。その中において、基本的には、国土交通省はお貸しすることはお貸しするけれども、施設については利用するのは市町であるから、その施設は国土交通省ではなくて各市町村の費用で管理・運営してくださいと、施設もやってくださいという、頭からそういうようなお考えでございました。

それを踏まえて再質問させてもらうんですが、あれだけ長い広大な土地があるわけですし、例えばこれは絵にかいたもちになるかもしれませんが、過去に立田の地区ですと花を植えてやった地域が何万平米かございましたですね。その中を、あるいはだれが受けるかわかりませんが、今の時点ではヒマワリを植えたりなんかして美化と、あるいはその種をとって、収益になるのかどうかわかりませんが、バイオとか油とかにとれるんじゃないかと、そんなこともある意味では考えられるのではないかなと思っておりますが、それはどんなようなお考えですか。もちろん、受け皿が、だれがそれを受けてやるかという問題が大きくありますが、今の環境問題から考えましたら、あれだけの広大な土地を遊ばせるということはまことに不経済ではないのかなど、有効利用の手はないのかなどと思って質問いたしました。

## ○経済建設部長（篠田義房君）

議員の言われることは、あれだけの土地を有効に生かすということについては、私どもも異議を唱えるところではございません。ただ、河川敷に花を植えていた時代もあるというような例示をされて御質問されましたけれども、あれはちょっと年数と正式な事業名は誤りがあるかもわかりませんが、旧立田村時代に緊急雇用促進事業というような事業の中で何千万、何百万という補助がいただけるという中で、ひとつこちらの方へお客さんを呼び込むような事業に使うてはどうかということで、河川敷 8,000平方メートルだと思いましたが、お借りいたしまして、コスモスとか、そういった季節に合わせた花を植えたときがございます。当初、出だしはお見えになる方もかなりあったわけなんですけど、議員も御存じだと思いますが、近くになばなの里とか、それから木曾三川の方でチューリップ祭、花祭り等、こういったイベント行事が開

催をされる関係等があったかと私は思っておりますが、お見えになる方も年々歳々少なくなりまして、もう一つには、例えばコスモスなんかですと連作障害といいますか、やはり観賞するにはいかがなものかなあというような、それほどひどい状況になるという中で、行革等の関係にもお諮りをして、実は18年度お返しをしたというのが実例でございます。

それで、議員にも、皆さん方にもお考えいただきたいと思うんですが、1回目の答弁の中で私申し上げましたけれども、一つには、「国営木曾三川公園」という名称の中で、あの辺を公園化して整備していくということ。これは国が整備されるわけですけれども、そういう計画があるわけでございます。議員がおっしゃるように、一市町村が国土交通省から占用させていただいて市町村の事業の中でいろんな利用を図っていくのも一つの方法でありますし、もう一つは、先ほど申し上げましたように国営木曾三川公園の整備事業の中で、国の事業費の中でやっていただいて、それを私ども近くに住む市民として利用させていただくのがいいかというふうに考えたときに、私は、一日も早く国営木曾三川公園の整備をしていただいて、そこへ私ども市民が利用させていただくというのが一番いいというふうに思います。

もう1点は、これも1回目の答弁でお答えをさせていただきましたが、上流の八開地区から下流の立田地区のところに至るまで、まだ完成断面の堤防になっておりません。これもてんびんにかけるのはいかがなものかとは思いますが、市民の生命・財産を守る関係に力を入れるのか、堤防が完成断面になっていなくて築堤工事が始まったら退いてでも、一定の期間だけでもいいからそれを占用させていただいて利用を図るとするのがいいのかというふうに思ったときには、やはり市民の生命・財産を守る築堤工事をいち早くやっていただいて、完成断面になった暁に市民の皆さんの声が大きければ占用なり何なりをさせていただいて河川敷の利用をするという、それが順序ではないかなあと、生意気かもわかりませんがそのように考えておりますので、よろしく願いをいたします。

#### ○8番（田中秀彦君）

時間も残り少なくなってきました。今の河川敷の利用方法については、継続して国土交通省ともよく協議してやっていただきたいと思います。

それから八開木曾川グラウンドの占用についても、先ほども申しましたように20年の3月までであるわけですから、その間に利用状況、それからいろんな地域の住民の考え、その他も一度お聞きになっていただいて、そしてどうすべきかというのを結論づけるべきではないかと。まだ少し日にちはございますから、地元議員としても、ぜひ一遍皆さんと真剣に考えたいと思いますから、よろしく願いをしたいと思います。

一番最後に都市計画の取り組みについてでございますが、経済建設部長の答弁でございますと、マスタープランは基本的には19年、20年でほぼ素案を作成するという事でよろしいですか。19年、20年で素案を作成し、それをもとに都市計画審議会の方へも答申をするということでございますか、手続上は。

#### ○経済建設部長（篠田義房君）

この都市マスにつきましては、都市計画審議会の方へ諮問をするという形に予定をいたして

おります。

**○8番（田中秀彦君）**

それで、基本的にはマスタープラン策定の事業の計画案というのはだれがするわけですか。業務委託といたしますのは、作成したのを多分印刷とか、そういうふうなところへ回すということだと思いますが、どこがどのようなふうで行うのかをお聞きいたしたいと思います。

**○経済建設部長（篠田義房君）**

業者の方へ委託はいたしますが、私ども市の考え方を、これについてはどうするんだ、あれについてはどうするんだという指示をしなければなりません。今考えておりますのは、市の関係する部署の方に声をかけまして、その関係部署の意見を聞いて、当愛西市として都市マスはどうあるべきかというような方向づけを示していきたい、意見を述べていきたいというふうに思っております。

**○8番（田中秀彦君）**

その中に各地の市民の方、あるいは学識経験者、そういうのは入れないと。今のお考えでございまして、市の職員の中でやるというようなお考えに聞こえたわけですが、どのようなお考えですか、そのところをお聞きします。

**○経済建設部長（篠田義房君）**

議員も御質問の中で言うておみえになりますが、都市計画審議会の中には学識経験者として市民の方もお見えですし、議会の代表の方もお見えでございます。今の現段階については、はっきりしたことは申せませんが、何らかの形で意見聴取はしていくべきではないかなと思っておりますが、とりたてて議員が御質問のような形をとる予定は現在のところ考えておりません。

**○8番（田中秀彦君）**

わかりました。

それでは、最後に愛西市独自の都市計画条例の制定についてということでございますが、先ほど部長が答弁されましたように、当然のこととして、政令、省令、その他、上意下達でございまして、愛西市独自でつくってどうなるもんだというようなことかなあとということですが、先般の朝日新聞に載っておりました。ちょっと簡単に読み上げますと、「政府の地方分権改革推進委員会が自治体を自立した地方政府に変える方針を基本的な考えに掲げて、今まで財政面では補助金や交付金を頼り、仕事も各省の指示どおりにやる自治体は、しょせん半人前、政府は中央政府だけだという霞が関の常識があったからだ。それが10年余の分権改革で自治体も立法・行政・財政権を備えた政府を目指すという位置にまでこぎつけた。だから、税財源ではなく、自治体の立法権である条例制定の立案が必要とされており。本来、自治体の仕事なのに法律や政省令でがんじがらめになっている例は非常に多い」。それを地域の事情に応じて条例で変えられるようにする考え方であるということで、これは地方分権推進委員会、あるいは経済諮問会議、こちら辺で扱われておる大きな議題で、恐らくこれが諮問された折には、政府もこういう案を取り入れるのではないかと思うわけなんです。そういう観点からいっても、愛西市の将来を展望した姿というのは何が一番いいかということは一度考えて、そして立案すべ

きではないのかということをご提案しておるわけですが、そして上意下達と、要するに政令、省令が上に行くわけなんです、いずれは地方分権の時代が来るということをご想定すれば、今からそういうことを考えて、我々もそれに対応すべき能力を備えるべきではないのかなと思います。

また、もう1点は、それをもう一つ発展といいますか、現在やっておる経済特区構想にそれが乗せられるのではないかと。それは現在やっておることではございますが、そういうことにもつながるのではないかなと思いますから、一度考えていただきたいというふうに思っておりますが、どうぞでございますか。

**○経済建設部長（篠田義房君）**

議員いろいろと事例をお出しになって御質問いただいたわけなんです、最初私御答弁の中で申し上げましたように、愛知県は法第34条第8号3の規定に基づきまして、これの運用をしておりません。したがって、当愛西市としては独自の都市計画条例ということについては現時点で考えておりません。よろしくお願いをいたします。

**○8番（田中秀彦君）**

時間が参りました。以上で終わります。

**○議長（佐藤 勇君）**

それでは、ここで10分間休憩をとらせていただきます。再開は11時10分からいたします。

午前10時58分 休憩

午前11時10分 再開

**○議長（佐藤 勇君）**

休憩を解きまして、会議を再開させていただきます。

通告順位に従い、5番・吉川三津子議員の質問を許します。

**○5番（吉川三津子君）**

環境、子供重視の立場で、そして生活者の視点で質問させていただきます。

まず最初に、平成17年の9月議会から何度も取り上げております、待ったなしのトーヨーボール問題の早期安全解体の問題について質問させていただきます。

この問題は、私一人ではとても解決できない大きな問題ですので、議員の皆様におかれましても御協力をいただきたく、そして当局にも力を入れて県や国へ働きかけをしていただかなければならない問題ですので、少しお時間をちょうだいしたいと思います。

平成17年7月にトーヨーボールにアスベストが使われていることを知り、はや2年になろうとしております。今では稲沢市と愛西市の住民の皆さんが協力して署名活動をしたり、県議会や国会で取り上げていただいたりと、市民活動の成果が少し出始め、愛知県も重い腰を少し上げたところかと思っております。

私もこの2年間、いろいろな調査にかかわってきましたが、当初、愛知県からは飛散性の高いアスベストではないと受け取られるような回答があり、それをうのみにし、建物の外からでもアスベストが目視できるにもかかわらず、調査に入ったのは1年後の昨年9月でした。すぐに調査をしなかったことを私自身も大変後悔しております。

しかし、私はそういった受け答えをした愛知県にも大変な憤りを感じております。と申しますのも、平成17年7月、愛知県に対しトーヨーボールにアスベストが使われているという通報が県民からあったのです。しかし、県は十分な調査をしませんでした。そして翌年の18年3月、大気汚染防止法に係る解体届を県は受理しました。つまり、吹きつけアスベストの除去工事の届け出を愛知県は受理しておきながら、市民に対しては県が調べたわけではないので吹きつけアスベストが使われているとは言い切れないと、最近までその姿勢を貫いてまいりました。それならば県で調べてほしいと申し入れすれば、民間の建物に入ることはできないと言い続けてきました。しかし、法的に入れないと言っていた愛知県も、やっとなんと3月末に稲沢市と愛西市職員、そして建築専門家とともに内部調査を実施しました。最初の通報から2年弱、この間、どれだけの若者が建物に入り、アスベスト暴露をしたかと思うと、この責任を県はどうとるのかと私は追及したい思いです。

昨日も海部地域の方々が集まる会合でこんな声が聞かれました。「ちょっと元気な男の子ならトーヨーボールに入ったことがあるはず、うちの子も入った」という言葉でした。トーヨーボールは夏休みの肝試しの場所でした。若者への被曝をこれ以上広げてはならないと市民団体が看板の設置を申し入れれば、県は「よいこはここであそばない」という私たちからは不謹慎と思えるような看板が立ち、入り口が封鎖されたのも申し入れをしてから8ヵ月たってからのことでした。

私や市民活動をされている皆さんは、アスベスト大気濃度調査は実施する意味がないことを県に訴えてまいりました。その理由は、アスベスト濃度には環境基準がないこと、そして平成17年11月の稲沢市による調査ではリッター当たり1.6本の測定がされていること。風向きや風の強さで結果が左右されることが、これら稲沢市の調査でも明らかであります。また、トーヨーボールは1階が駐車場でアスベストは使用されておらず、アスベストの劣化が激しいのは6階部分であり、敷地境界に飛散する可能性は大変低いこと。2月に中皮腫・じん肺・アスベストセンターが建物内で5ヵ所のアスベスト濃度調査を実施したところ、最大値4.03本、最小値0本と、施設内でさえ大きな幅があったこと。こういった理由で、大気調査に労力とお金を使うくらいならば早期安全解体のために働いてほしいと訴えてきました。こういった大気調査の特性を踏まえた上でこの結果が使われればよいのですが、数値が低いからといってこのまま解体されず放置されたのではたまったものではありません。

しかし愛知県は、稲沢市、愛西市とともに調査を実施しました。そして、その結果を県の大気環境課が稲沢市、愛西市の地元代表に対して説明をいたしました。私もこの両方の説明会に出席させていただきましたが、説明会の折に県は、今回の数値が安全値というのであって、今の状況が安全だと言っているのではない。つまり、数値が安全であって、今の状況が安全と言っているのではないということ。それから、遠くの方が数値が高いかもしれない。そして、アスベストが飛散していないとは言い切れない、アスベストに安全値はない、1本で発症する人もあれば10本でも発症しない人もある、そういったことが市民の質問に対して答えられました。

しかし、昨日、市民団体と愛知県の建設部の懇談の折では、「今の数値なら問題ないと思っ

ている」という言葉に県の言葉は変わっておりました。建築基準法でアスベストの飛散によって著しく衛生上有害であるというおそれがある場合は、10条の規定に基づいて除却、修繕、使用禁止などの勧告や是正命令ができます。そして、命令に従わない場合や所有者が特定されず放置されることが著しく問題ある場合には、行政代執行法に基づいて代執行ができることになっております。そういった面で、建設部としては代執行させないため、あくまで安全であるということを押し通したい、そんなことを建設部と話しながら私は思いました。

市長のもとにも中皮腫・じん肺・アスベストセンターから第2回目の内部調査結果の報告書が届いていると思いますが、今一番問題にしなければならないことは、建物の老朽化のことで、2月の初めにも内部調査が実施されたのですが、そのときの結果と比較すると、この5月に行われた調査結果は、床でのアスベスト落下物がこの三、四ヵ月でかなりふえていること、そしてさらに深刻なことは、天井、すなわち屋上の穴が2倍ほど大きくなり、屋上が崩壊する可能性があるのではないかということです。私たちが予想する以上に建物の老朽化が進んでいる、早いということが言えると思います。崩落すれば、床にはびっしりとアスベストが降り積もっており、窓ガラスが割れているのですから、どんなことが起きるかはだれもが想像することができると思います。また、雨漏りで天井板もかなり腐ってきており、天井板がぱっさりと落下する可能性もあります。これも同様に窓から大量にアスベストが飛散する可能性が疑われます。

このような現状から、競売を待つのではなく、行政主導で解決をと主張してまいりました。梅雨入りも心配です。台風も心配です。私は、早期安全解体に目的を絞り、市民とともに解決していくことが大切だと思っております。

しかし、昨日、県に屋上の崩落の可能性について報告したのですが、県にはこの深刻さが伝わりませんでした。今、あいている屋上の穴さえも、自然崩落ではなくだれかが壊したのではないか、そんな言葉も聞かれました。普通ならば、こういった情報が届けば、一度調べてみまますというのが行政の対応ではないでしょうか。

帰宅後、私は2000年（平成12年）の航空写真でトーヨーボールの屋根の色が変わっていることを確認いたしました。ちょうど現在崩落している箇所です。防水加工がとれて屋根の素材に雨がしみ込む現象が既に平成12年のころから起きていました。トーヨーボールの屋上は、防水が取れると劣化を招く素材であることも調べ、現在の崩落は自然崩落による可能性が高いこともわかりました。行政にはいろんなデータがあるはずですが、手段があるはずですが、こういったことを調べるのは、本来行政の役割ではないでしょうか。

そこで、まず愛知県と稲沢市、愛西市で開催している協議会についてお伺いいたします。

この会議の進捗状況と、その中で愛西市はどのような解決を求めて会議に出席しているのか、お聞かせください。

また、現在、競売にかかっているわけですが、競売が成立しなかったとき、どのようにしていくことになっているのか。また、新たな所有者が決まったとき、いつ、どのようなタイミングでどのような指導をしていくことになっているのか、お聞かせください。



次に、トーヨーボールの4階、ボーリングのフロアで申しますと3フロアのうちの真ん中のフロアに当たりますが、このフロアの東半分が片づけられている問題についてお伺いいたします。

清掃もされたようで、ほうきで掃き集められたアスベストが段ボールに詰まっています。15分間、床をほうきで清掃すると、リッター当たり2万本ぐらいのアスベストが飛散します。15時間から6時間の間、空中に漂い、落下いたします。そういったデータが現に研究のデータとしてあります。先日の愛西市の大気濃度調査では0.22本でしたので、この数値がいかにか高いかわかりいただけると思います。この作業は、だれが、いつ、どのような方法で行ったか、調べて公開すべきです。

窓ガラスも割れ、天井も抜けている状況で外部環境への飛散も心配です。環境での被曝においては救済されるケースが大変難しく、発症した場合の救済においてもアスベスト飛散をしたという履歴は重要になります。今後、アスベスト使用の建物の解体もふえてまいりますので、合法的除去工事がされるためにも、違法行為には厳しく対処していくべきだと考えております。この件は厚生労働省で確認してもらったところ、労働基準監督署の倉庫まで探していただきましたが、該当する届け出は出ておらず、労働安全衛生法石綿障害予防規則違反の可能性が高いとの回答をいただきました。こういった調査をしないことは、行政の不作为とも言えると思います。調査についてはどうなっているのか、そしてもし行われていないとすればどのような理由で行われていないのか、お伺いいたします。

また、トーヨーボールの中には、自家発電用だと思いますがトランスが設置されています。行政としてはPCB含有のトランスであるかどうかの情報を持ち合わせている必要がありますが、その調査はどうなっているのでしょうか、お伺いいたします。

そして、もう1点お伺いしたいのは、所有者が決まったとき、解体方法の指導をどのように行っていくのか。今、競売が行われていますが、最低限これだけの養生が必要という必須条件を示さないまま競売に入ったことを私は大変心配しております。裁判所はアスベスト除去と解体費用で2億4,000万と示していますが、今の老朽化の状況では、とてもこのような金額でアスベスト除去、解体ができるはずがありません。落札者が見積もっている解体費用と実際の解体費用に開きが出た場合、解体できなくなってしまいます。こういった事例にもどのような対処を考えていらっしゃるのでしょうか、お聞きいたします。

以上、たくさんの質問をさせていただきました。昨日も夜9時半ごろ、用があつて現場付近に行きました。地元の方には大変申しわけない発言ですが、不気味でした。住宅街にああいったものが放置されていること、このこと自体が私は問題ではないかというふうに考えております。これほど老朽化した建設物のアスベスト除去工事は、全国で初めての事例となります。一般的な除去工事では飛散が防げないことは国も承知しており、労働基準監督署任せではなく、厚生労働省もみずから関与していくとのことのお話も聞いております。こういった大変大きな問題であることも踏まえ答弁をいただきますよう、よろしくお伺いいたします。

次に、斎場建設計画についてお伺いいたします。

この問題も、さきの3月議会の質疑の折、発言させていただいております。昨日、一般質問でも村上議員、加藤和之議員から行財政改革、特に集中改革プランについての質問がありました。合併特例債を借りても地方交付税として返ってくる保証はないこと、今後、流域下水道事業での大きな支出が予想されることが答弁としてありました。こういった厳しい財政の中で、合併特例債50億円を使って三つの事業が進められているわけですが、昨日の行政からの答弁を聞き、計画の進め方が甘いのではないかと改めて思っております。

昨日、加藤議員から示された資料を見てわかるように、現在、合併特例として地方交付税を基準以上にいただいております。津島市と比べるとかなり高い金額です。これも8年後から段階的に減らされていくわけで、集中改革プランでの経常経費削減に加え、交付税の減額分も経常経費の削減をしていかなければならない、そういった大変苦しい財政状況であると考えております。

また、交付税金額の削減と合併特例債で借りた資金の返済のピークが重なることも大変厳しい材料となっていると私は考えております。そして、介護サービスや自立支援法による障害者福祉の低下、そして「自立」という言葉を使っただけの母子家庭への厳しい対応、子育て支援や教育の課題といったことを考えると、有利とはいえ合併特例債の利用は最小限に抑えねばならないと考えております。そういったことを考えると、現在進められております斎場建設計画が集中改革プランの方針と整合がとられているのか大変疑問に感じます。

そもそもこの斎場計画は、総合計画策定において市民の要望として出されたのではなく、行政の判断として、つまり市長の責任で総合計画に加えられたものです。こういった背景からも、当局が計画を示し、その計画案の根拠となるデータ等も斎場建設調査特別委員会や検討会に示しながら審査するのが本来の姿ではないでしょうか。現在、それぞれの委員会で検討が進められているわけですが、面積についても、セレモニーホールの必要性についても、墓地の用地確保についても、根拠となるようなデータが示されることなく審議が進んでおり、私としてはとても賛成できるものではありません。

特別委員会の傍聴もさせていただきましたが、委員会設置時から何度も行政としての案を示すようにと議会側から要望がされていますが、一向にそういったものが示されることなく1年が過ぎてしまいました。

愛西市周辺には民間のセレモニーホールがたくさん進出してきました。葬儀ができるコミュニティセンターもあります。自分の家から送り出したいという地域もあるでしょう。そういったデータを示した上で、セレモニーホール、面積、規模、そういったものが計画を立てられるべきではないでしょうか。そして、集中改革プランとの整合性や将来の維持管理費についても予測しながら、各委員会の意見を聞き、最終的にはその意見を参考にし市長が判断する、そういったプロセスが本来の姿ではないかと私は思っております。

将来、新たなものを生み出す施設であれば投資ということも考えられますが、斎場はそういったものではありません。必要なものは必要ではありますが、納税者である市民の皆さんに理解していただくため、いかに経費削減した計画かを示す必要があるのではないかと私は考えま

す。

そこで質問ですが、行政としてどのような調査を行い、どのようなデータを諮問機関や議会の特別委員会に提示しているのか、今までのプロセスについてお聞かせください。

また、市長は、3月議会で集中改革プランの数値は守っていくんだと強い決意を述べられました。集中改革プランとの調整はどのようにとられているのか、また今後、どのようにとられていく予定か、お聞かせください。

最後に、次世代育成支援行動計画について、子育て支援についてお伺いいたします。

この計画は合併直前につくられ、現在の愛西市の行動計画は4町村のものを合体させたものにすぎません。17年度から21年度までのものですが、今後、見直しがされ、5年間の計画が策定されることとなっております。このような策定経過もありまして現状とのずれもあると思いますが、この計画が実際達成目標が設定されていないことが大変問題であります。保育に関しては達成目標、いつまでに達成するかという目標が上げられておりますが、ほかのものについては数値が上げられておりません。現在、この達成目標の設定がない行動計画のもと、優先事業の決定は何を目安にしているのか、また現状と合わない計画となっているので総合計画ができた段階で前倒して行動計画を策定する予定はないのか、そんなこともお答えいただきたいと思っております。次世代行動計画の作成予定の方法や考え方についてお聞かせください。あとは自席にて質問させていただきます。

#### ○市民生活・保健部長（八木富夫君）

それでは、最初にトーヨーボールのアスベストの問題についてお答えをさせていただきます。

今までの県との会議の経過並びに今後の方針かと思っております。県と稲沢、愛西市の協議会は、これは最初に3月29日に発足をしたというような形の中で旧トーヨーボールの対策連絡協議会が3月より持たれて、今申し上げた3月29日を最初にいたしますと、3回開催をされております。そして、建物内部の現況調査も行っております。そうした会議の中では、建物の内部の調査結果の報告ですとか競売に係る報告、そして建物内部への侵入防止対策、そしてまたアスベスト大気環境調査等について議題とされております。そして、この会議の中で愛西市といたしましては、建物内部への侵入防止策の早期の実施、そしてアスベスト飛散防止対策について債権者に対策を講じるよう指導をすることなど、連絡協議会で要望をしてまいりました。

また、今後につきましては、先ほど議員おっしゃっていただいておりますように、6月6日より競売が始まっております。お聞きするところによりますと、この6月20日に開札をされまして、27日に落札者が決定をするというようなことを聞いております。

そういう状況にあります中で、県もその結果を待つて検討するとのお答えをいただいております。そして、新たな所有者が決まってまいれば、アスベスト除去に関します大気汚染防止法にもたれた県への届け出、そして特定粉じん排出等の作業の実施届を労働基準監督署に、また建物解体に係る部分につきましては、建築基準法にもたれた届け出、そして騒音、振動等での特定建設の届け出が建物の所在市町村であります稲沢市の方に提出をされるものと思っております。それぞれが基準に適合しているかどうか確認され、解体をされていくものと思っております。

ます。

そして、二つ目の無届けによる清掃等を行った件の御質問とトランスに関する件でございますが、この無届け工事といえますか、これは先ほど議員おっしゃっていただいておりますように、さきに県の方から御回答もいただいておりますが、この分については把握をしていないとの県の回答でございます。また、トランスにつきましても、調査、把握はしていないと、同じ御返事をいただいております。そして、今後、解体時に廃棄物として出てくれば適正な処分などの指導をしていくと、県からの回答でございます。

次に安全解体の方法についてでございますが、安全解体の指導につきましても、県の方にお聞きしますところによれば、所有者が決まれば愛知県に大気汚染防止法の届け出が出されます。作業の基準に適合しているかどうかの審査確認が行われます。そうした中で解体工事がされていくわけでございます。そしてまた、先ほど申し上げたような労働基準監督署、特定粉じん等の作業の実施届け出が提出をされ、確認をされる流れかと思っております。

次に、斎場計画の進め方についてのお尋ねの中で、今までにこの建設に向けてどのような調査をして、どのようなデータを示しておるかという御質問かと思えます。

この斎場の建設につきましては、合併協議の中で、現在、佐屋の斎場で市内の全域の火葬ができないということは皆様御承知のとおりでございます。そして、この施設が老朽化が激しく、長年使用できないこともわかっております。そうした中で、早急に新しい火葬場を建設する必要があるということが確認されております。そうした中で、議会の斎場建設特別委員会、そして一般の方を含めた斎場建設の検討委員会が今現在つくられております。この二つの検討委員会の中で、現在、佐屋にございます斎場についてどのような状況になっておるかというようなこと、建設年次、使用状況、各地区の火葬場の利用の現状など愛西市の概要をお話し申し上げ、そうした中で海部管内、そして県内の火葬場の設置状況、そうしたものもお話を申し上げ、建築に伴います都市計画手続等のお話を申し上げております。そうした中、また墓地埋葬に關します法律施行規則等のお話もさせていただいております。そして一番肝心な用地につきましては、建設予定地、市内5ヵ所を選定いたしまして協議をしていただきました。比較検討をいたしました結果、西保地区の場所に、今現在、選定位置を決めて地元の方に説明会を行っておるのが状況でございます。そうした斎場建設予定地の検討比較も十分させていただきまして、斎場の地元説明に今お邪魔をしている状況でございます。

また、火葬場の施設の基準に關します関係につきましても、火葬場の施設基準に關する研究から人口規模の火葬炉の基数、また敷地面積などの火葬場の標準的な建設基準等の値、そうしたものをお示しいたしました中で検討をしていただいておりますというのが現在の状況でございます。

#### ○企画部長（石原 光君）

それでは、集中改革プランとの調整について御質問いただいておりますので御答弁をさせていただきます。

まず集中改革プランにおきましては、もう既にこれは各議員の方にも御案内のとおり、今後

10年間の財政シナリオの中で、約50億円のプロジェクト事業の一つとして斎場建設事業を位置づけております。それで、これに係ります普通建設事業費、あるいは公債費を織り込み、いわゆるその目標数値達成のための経常経費削減額を逆算して算出をしておると。これについても、きょう現在までに、いろいろこの件については御説明申し上げてきたところでございます。

それで、今後、斎場の関係でございますけれども、現在、事業計画が具体的に規模等も含めて決まっていないというのも事実でございます。これが今後具体化していく中で、当然歳入も含めて物件費、先ほどお話しございました維持管理費、そういった経常経費の試算と集中改革プランの目標値との整合性を今後図っていく必要があるのではないかとというふうに考えております。以上です。

#### ○福祉部長（加賀和彦君）

それでは、次世代育成支援行動計画の事業の進め方についてお答えをさせていただきたいと思っております。

最初に、目標例等一部のものの設定はあるけれども、それ以外の優先事業等の決定については何を目安にしているかということでございますが、私どもの次世代育成支援行動計画には、通常保育の事業、延長保育事業、放課後児童クラブ、ファミリーサポートセンター事業、地域子育て支援センターなどのサービス目標量が設定してあるわけでございますが、これと並行するかもしれませんが、重点的な取り組みということで4項目上げております。そういったことを優先に行うわけですが、何よりもそういった判断につきましては、こういった議会の場での質疑を通しましていろいろ聞こえてくる言葉、あるいは国・県、他市町村の動向、それに合わせまして直接私どもの耳に届くお声もあるわけでございます。そういった声、あるいは事業者、あるいは関係機関から聞こえてくる声もあるわけでございますが、そういったものを参考にしながら、優先順位といいますか、順次着手をしていきたいと、そんなふうに考えておるところでございます。

それから、総合計画ができた段階で見直すつもりはないかということでございますが、先ほど指摘がありましたように、21年までの計画になっておりますので、来年度から着手をしていきたいというふうに思っておりますが、総合計画の中におきましても、福祉部といたしまして障害、高齢等、各計画があるわけでございますが、これにつきましても順次、子供から高齢者までの福祉の充実というところで、それぞれ計画につきましても順次見直していくということを掲げさせていただいておりますので、そういうことで進めていきたいと思っております。

それから、見直しに当たりましての次世代育成支援行動計画の今後のあり方ですけれども、昨年の6月に新しい少子化対策も策定されておりますし、人口減少社会も明らかになってきておりますので、そういったものも十分議論しながら取り込んでいきたいと、そんなふうに思っております。以上でございます。

#### ○5番（吉川三津子君）

最後の質問、次世代育成支援行動計画の方から再質問させていただきたいと思っております。

私、この計画がありながら今まで議会で取り上げてこなかったのを大変後悔しているんです

けれども、こういった計画がありながら、毎年の実施計画というか、二、三年を見越した実施計画というのはおつくりではないんだなということを今ちょっとお聞きして、聞こえてくる言葉とか、耳に届いた言葉とか、議会で言われたこととか、そういったことから計画を実行していくんだというお話で、何かこの具体的な実施計画というのはないのでしょうか。

**○福祉部長（加賀和彦君）**

以前の計画ですと、長期の10年といったスパンの計画でございましたんですけども、最近、介護保険事業計画でも今回の事業計画でもそうですけれども、例えば5年なら5年のスパンで3年で見直すとか、そういった期間が短くなってきておりますので、そういった実施計画も含めた中での計画策定になっていくのではないかなというふうに思っております。

**○5番（吉川三津子君）**

この行動計画の中を見ていただいてもわかるように、とても抽象的なことが多くて、いつまでにやるかというのを、これ全部やったら、とても財政がもつわけがないということがずうっと書かれているんですけども、総合計画が今できた段階で、今、愛西市の総合計画はほかの市とはとても違う特徴があるんです。「子供」という言葉がたくさん出てくるんです。それはほかの市に比べて大変特徴のあることだろうというふうに思っております。そういった総合計画が出てきた段階で4町村でできたものをくっつけたということで、私、内容を見ても大変無理があるなあということは、多分担当部署でもお思いのことだと思います。前倒しで見直すということをしないと、なかなかよい子育て支援ができていかないのではないかと。

それから、今、放課後子どもプランが始まりました。学校の方でも子供教室が開催されていくと思います。民間の学童クラブもできます。児童館もできます。その中で、この総合計画において何を達成していくのかというのは今すぐにでも決定しなければならない。2年先とか、そんなことを言っている場合ではないのではないかと。まだおこなわれているくらいではないかというふうに思っていますが、その点についてはどうお考えでしょうか。

**○福祉部長（加賀和彦君）**

まず、次世代育成支援行動計画につきまして、合併で4町村くっつけただけだというお話がありました。確かに最終的な完成段階ではそういうことになっておるかもしれませんが、それ以前で各町村でいろんな努力をされてつくられてきておまして、それを合わせたということで、ただ単にくっつけたというだけではありませんので、よろしくお願ひしたいと思います。

それから放課後子どもプラン、学童保育、民間での学童保育、それから児童館のあり方、確かに事業が錯綜するような感じはあるかもしれませんが、それぞれの役割というものはあると思います。そういうものをきちっとさせてこれから進めていきたい、そんなことを思っております。

**○5番（吉川三津子君）**

この計画がそのとき一生懸命やったかどうかということについては、議論しても平行線になることだと思います。立田村の議会のときには、どうしてこんな合併前につくるんだというこ

とで議会の中でも発言させていただきました。法律がそうなっているから仕方がないんだということで、各4町村が厚生労働省が示したままのアンケート案でつくられた経緯があります。ほかの市町においては独自のアンケートが実施されたんですけども、合併前ということで、そういった形で国が示したままのアンケートでもってこれがつくられているという経緯がありますので、その点はお含みおきをいただきたいというふうに思っております。

先ほど放課後子供プランのことも出ましたけれども、実際に今三つのものがあるわけですが、それぞれの役割はどのようにお考えになっているのか、お聞かせいただきたいと思います。

#### ○福祉部長（加賀和彦君）

実態で申し上げますと、放課後子供プランにつきましては平日の5時までということ聞いておりますし、学童保育の方につきましては、土曜日も含めまして6時半まで行っております。それから民間の児童クラブにつきましても、同様の趣旨でやっていただくように今話をしておるわけですが、そういったところでいろいろ住民の皆様のニーズに合わせまして、こちらの方としては、いろんな多様なサービスを確保して選んでいただけるようにならないかなというふうに思っております。

#### ○5番（吉川三津子君）

放課後子どもプランは、部長が先ほど言われた学校は、多分放課後子供教室ですので、すべてを含めて放課後子どもプランというふうに言うのだと思います。ここでかねてより問題にしておりますのは、学校で行われる放課後子供教室と児童館の役割、多分子供の遊びを通して子供の成長を見守っていく、そうした面においてバッティングする部分が相当出てくるのではないかと。そういった面において児童館のあり方、そういったことも考えていくべきで、私は先にサービスを考えるから箱物をつくらなければ使い勝手のよいものはできないという考えを持っておりますので、その辺、まだ部長になられたばかりで突っ込んだ答弁を求めるのもお気の毒だと思いますのでこの辺にしておきますけれども、ぜひそこら辺をきちっと、今後、総合計画と行動計画、それから国から出されております子どもプランがあります。そういったものを踏まえて、やはり地域で何が求められているのか、そして少子化の社会においてニーズとは別に何をしなければならぬのか、その辺を踏まえたサービス内容を先に決めていただき、それから箱物のことを考えていただきたいと思いますので、その辺は一言言わせていただきます。

時間がなくなりますので、斎場の件に移らせていただきます。

先ほどいろいろお話をお伺いしておりますけれども、まだ事業計画の方が決まったわけではないので、今後、集中改革プランと照らし合わせながら決めていくんだと、そういった議論というのは、特別委員会とか行政の行っている諮問機関である検討会の方でもそういったことが公開されて議論されていくのでしょうか。

#### ○市民生活・保健部長（八木富夫君）

今の御質問でございますが、当然私の方が計画をいたしましたものにつきましては、それぞれ委員会の方へも合議といいますか、御提示はさせていただくつもりでおります。

#### ○企画部長（石原 光君）

今、市民生活部長の方から答弁がありましたように、今後、事業計画、お話がございました施設規模、それから施設の運用、こういったものが今後具体化されていくと思います。そうなれば、当然その施設に係る、先ほど申しあげました維持管理費、経常経費というものが大体数字的にあらわれてくると思います。今、手持ちのお示ししてある財政シナリオというのものも、当然年度年度の一つの予算計画というものを常に見直す必要があると思います。ですから、そういったものが決まれば、そういった委員会の方へも御提示した中でお話をさせていただきたいと思っています。

#### ○5番（吉川三津子君）

ぜひ今示されているデータというのは、ほかの市町村でこういうことが行われているとか、そういったデータが私も資料をいただいたところによると大変多い。今、愛西市がどうなのか、今、愛西市の市民が何を望んでいるのか、何に困っているのか、そういったデータが大変欠けているのではないかというふうに思います。今後、合併特例債を受けるにしても、この計画を立てていくにしても、都市計画の関係でいろんな書類をつくっていく上で愛西市の今の現状がこうだからこういった施設が要るんだ、これぐらいの規模なんだ。よそがこうだからこうなんだというのじゃなくて、愛西市の現状をきちっと書いた上でないと審査が通っていかない、そんな文書もあちこちの市町の計画書の中で見ております。必ずそういったデータをもとに、一つ一つ愛西市に合った斎場建設がされていかなければならないと思いますので、その点について、今後、どのようなデータ収集をされていかれるのか、お聞かせいただきたいと思います。

#### ○市民生活・保健部長（八木富夫君）

先ほども申しあげましたように、この計画をつくり出すには愛西市の状況が当然基本でございますので、すべてにおいて火葬炉の数ですとか、その他いろんな建築に関する基準に従った中で、今後、基本計画の中で協議させていただきなきゃいけないと思っておりますが、今、議員がおっしゃっていただきます、いろんなデータがあるかと思えます。当然これは、愛西市のデータをお示しした中で計画をしていくものだと思っております。

#### ○5番（吉川三津子君）

先ほど子育ての関係の計画策定のところでちょっと質問を忘れたので1点お伺いしたいんですが、これ企画の方にお聞きしたいんですけれども、先ほど建設部の方で都市計画の関係の計画ができていくというお話がありました。私は、本来、総合計画というのは市の心臓部分であると思っております。そこから枝分かれで各計画が下にくっついていくものと思っているんですが、ずうっとこのことはお話ししています。男女共同参画の計画をつくる時とか、今までいろんな計画が出てきたわけで、総合計画との整合性がとれていない計画なんてあり得ないわけなんです、その辺の計画づくりにおいて、これからは統一的な作り方をしていかないと総合計画が死んでしまうと思います。その点について企画部長の方はどうお考えなのか、お伺いしたいと思います。

#### ○企画部長（石原 光君）

議員仰せられたとおりでありまして、総合計画というのは市の上位計画です。当然上位計画



があつてそれぞれの個別計画が策定されるというのが大原則でございますので、当然総合計画との整合性というのは重要だというふうにとらえております。

**○5番（吉川三津子君）**

ぜひ今までつくった計画については、今後どのように総合計画と整合性をとっていくのか、それも一つの課題だと思いますので、各部署で検討をお願いしたいと思います。

それから、トーヨーボールの問題について質問をさせていただきます。

先ほど愛西市として侵入防止と飛散防止を要望しているんだというお話がありました。私、先ほど屋上が崩落する可能性ということも申し上げましたが、今後、どのような要望をされていくべきだと。私が先ほど述べた発言からどのようにお考えなのか、お聞かせいただきたいと思います。

**○市民生活・保健部長（八木富夫君）**

先ほど議員おっしゃっていただきましたような屋上部分の崩落の問題等々につきまして、今後、この対策連絡会議の中で申し上げて協議をさせていただきたいというふうに考えております。

**○5番（吉川三津子君）**

市としては、やはり早期安全解体を目的に会議の方に参加していただいているのでしょうか。その辺はいかがなものでしょうか。

**○市民生活・保健部長（八木富夫君）**

このトーヨーボールの対策連絡協議会につきましては、御承知のように愛知県が主導になっておりますので、そして稲沢市、私どもといった三者で協議をしております。当然議員おっしゃられる部分も私としてはわからんではないんですが、どちらにしましても、三者で十分協議をして実施の方向に向けていくのではないかなあというふうに思います。

**○5番（吉川三津子君）**

先ほどから県の方が6月の競売、それを待つてという話をされているということですけども、これは10月のときも私たちは同じような回答を得ているんです。12月に競売があるから、それを待つて、それから所有者が決まったら考えましょう。また、これ6月になって競売が決まったら考えましょうと、同じことを言われているんですね。やはり競売が成立しなかったときにどうするか。もう屋根が落ちるかもしれないという状況で、いつまでも競売を待つて競売を待つてということは言つてられない状況だと思います。これから梅雨に入ります。雨が降ります。大きな穴があいていますので、中は本当に滝のように水が流れています。そんな状況の建物を放置しておいてよいのか。そこには大変危険な茶石綿という発がん性の高いアスベストがあるわけで、愛西市として競売が成立しなかったときにはどうするのかというところから協議会の中で議論をしていただくと必要があると思うんです。その点について、ぜひそういった場で議論を深めていただくようなことはできないか、御答弁をお願いいたします。

**○市民生活・保健部長（八木富夫君）**

ただいま県が競売を待つてというふうに私どもも言われておりますので、競売を待つた結果

を見まして、当然その結果に基づいて、今度どうするかというようなことはお話し合いをしなければいかんというふうに思っております。

#### ○5番（吉川三津子君）

ぜひ次の競売を待つということにはならないように、この競売の後で直ちにあの建物が何らかの形でよい方向に向かっていくということで頑張ってくださいと思います。

それから無届けの片づけ、清掃についてですが、先ほど申しましたように、これは大変周辺への環境汚染を起こした可能性があります。それについて承知していないというわけはございませんで、皆さん、3月に中に入られたわけです。そういった現場を見ておきながら、その原因、それから被害状況を調査するというのは、私は行政の役目であろうと思います。この点について、窓側は愛西市でございますので、強くこの調査を申し入れていただきたいのですが、その点についてはいかがお考えでしょうか。

#### ○市民生活・保健部長（八木富夫君）

この問題につきましても、県、また稲沢市、私どもとの対策連絡会議の中で強く要望をしていきたいと思っております。

#### ○5番（吉川三津子君）

多分答弁が愛西市としては難しい部分もあると思いますけれども、市民の皆さんの要望というのは、知事に一度あの場を見に来ていただきたい。どれほどあの住宅街の中であの建物があるということが異様なことなのか、一度見に来ていただきたいという要望があります。

それから、所有者が決まった段階で一番大切なことは、市民とともにリスクコミュニケーションを図りながら、あの解体工事をしていくことであります。今の会議には市民は含まれておりませんが、所有者の決定した段階できちんと市民とのコミュニケーションをしながら、一つ一つ物事を進めるということの要望もお願いしたいと思っております。

それから、所有者が決まらなかった場合におきましてですけれども、最初に発言しましたように建築基準法の関係で、いろいろ所有者に対しての規制とか、報告義務とか、いろんな義務が課せられています。もし、所有者が決まらない場合、そういった住民の健康を守るために働くのはやはり行政であり、これを解決するのは、そういった場合になったときには行政の責任かと思っておりますので、そういったこともぜひ会議の方にお伝えいただきたいということ。

それから、このトーヨーボールの問題は、全国最悪の吹きつけアスベストがむき出しになっている、放置されている現場であること。それから、建物全体がアスベスト廃棄物と言ってよいくらいのひどい状況であること。それから一般的なアスベスト除去では安全確保ができないこと、そういったことを踏まえて愛西市においても取り組んでいただきたいと思っております。

きょうは写真を持ってきたんですけど、時間がないのでちょっとだけ見ていただきたいんですけども、このすぐ横は窓が割れています。そこにアスベストが堆積しているんです。だれが考えたってこの隣で足元から、窓が割れている状況で、だれが飛散していないと言い切れるのか。私は愛知県の無責任な発言に本当に腹が立っていて、ちょっと感情的になって申しわけないんですけども、あの現場を見ればだれでもおかしいと思うものが解決されていない現状

があります。この上を見ますと何があるかというと、これははりです。ここからもつこりとアスベストが落ちたはりがあるんです。こういった現場であることを踏まえて、きちっと愛西市としては対処をとっていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。以上です。

○議長（佐藤 勇君）

これで5番議員の質問を終わります。

ここでお昼の休憩をとらせていただき、再開は13時30分より行いますのでお伝えいたします。以上です。

午後0時09分 休憩

午後1時30分 再開

○議長（佐藤 勇君）

午前に続き一般質問を再開いたします。

通告順位11番の26番・宮本和子議員の質問を許します。

○26番（宮本和子君）

今回は2点の問題で質問をいたします。

まず初めに、介護保険制度改定から1年、現状と問題点で、その1として「改定介護保険1年、現状と問題点を問う」という愛知社会保障推進協議会主催でシンポジウムが行われ、ケアマネジャー、介護施設長などパネラーが報酬削減で施設運営が危機を迎えていること、人手不足で必要なサービスが行えないことなどを語り、参加者からも福祉を担う若者がいなくなっている、介護保険がわかりにくく利用者が減っている、介護職員は生活できる賃金ではないなど率直に語られました。要介護1から要支援に変更された人の割合は10から40%にもなっており、今までの介護サービスを抑制する報告がありました。

愛西市では昨年の制度の改正で要介護1の人が要支援に変更になった人は何人で、要介護1の人の何%になり、今までのように介護が受けられなくなっている実態はあるのか、また要支援の人のサービス受給者数が昨年の平成18年度と比べると減少していますが、どのような理由で減少しているのか、お尋ねいたします。

2点目、介護保険料の大幅な値上げ、介護3施設、ショートステイでは、居住費、食費も払わなくてはならなくなり、デイサービス、デイケアを利用する人の食費もそれぞれ自己負担となりました。そして、施設などサービス提供事業者の収入となる介護報酬は、利用者負担になった分引き下げられました。サービス利用者の負担額は、それぞれの施設サービス事業者と利用者の契約により決められるため、事業者によって違いが出てきます。今まで利用してきた施設サービスや在宅サービスが、居住費、食費などの利用料の大幅な値上げによって施設サービスをあきらめるケースや、介護保険料や利用料を払えなくて今までの介護サービスを受けられない人の実態を把握していますか。把握しておれば、その実態はどのようになっているのか、お尋ねいたします。

3点目ですが、介護保険料は昨年4月に八開地区では2倍以上となり、立田・佐織地区は5段階から6段階となって大幅に値上げとなりました。昨年8月には税制改正や老年者控除、定

率減税の半減で国保税とともに介護保険料も値上げとなりました。どれだけの人が課税と増税となりましたか。

また、ことしは定率減税が全廃となり住民税の大幅な値上げとなりますが、何人の人が介護保険料の値上げの影響を受けますか、お尋ねいたします。

また、激変緩和措置も来年度からなくなると、3年連続値上げとなりますが、何人がその影響を受けるのか、お尋ねいたします。

4点目ですが、地域支援事業として佐屋地区が今までミニデイサービスを行ってきましたが、全地域にどのように拡大してきたのか。また、昨年、松阪市の例で質問いたしましたが、宅老所などの計画は持っておられますでしょうか。

5点目、昨年の9月議会での質問で部長は、住宅改修費、福祉用具購入費の受領委任払いについて愛西市に合った受領委任にしていきたいと答弁をされましたが、その後どのような検討をされてきたのか、お聞かせください。

では2点目の問題で、子育て支援の充実について質問を行います。

1点目として、厚生労働省少子化対策企画室では、生後4ヵ月までの全戸訪問事業「こんにちは赤ちゃん事業」を実施することになりました。この事業は、すべての乳児のいる家庭を訪問し、さまざまな不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供を行い、親子の心身の状況や養育環境などの把握や助言を行い、支援が必要な家庭に対して適切なサービス提供に結びつけることを目的とするとなっています。

先日、愛西市の母子保健推進事業について勉強させていただきましたが、旧佐屋町では昭和57年から母子保健推進事業を行い、ことしで25年となります。初妊婦や第二子以上の赤ちゃん訪問や、乳幼児の健康診査の未受診児の訪問活動などを行ってまいりました。愛西市になって、昨年より6人から14人に母子保健推進員をふやし、全地域で育児中の親を支えて保健活動と親をつなぎ、子育てしやすい地域づくりを目指しています。今回の厚労省の「こんにちは赤ちゃん事業」を活用して母子保健推進員の充実を図るべきだと考えますが、見解をお聞かせください。

2点目ですが、愛知県では人工授精などの一般不妊治療に対する県独自の助成制度を4月から導入することになりました。1組の夫婦に年間5万円を上限に、県と市町村が2分の1ずつ負担することになっています。子供のできない夫婦にとって必要な医療であり、助成制度の導入は少子化対策としても有効であり、愛西市としても県の助成制度を受けて一般不妊治療の実施をぜひ行っていただきたいが、見解をお聞かせください。

3点目、子供の医療費無料化拡大について毎議会ごとに質問をしておりますが、弥富市が中学校まで拡大したことにより、若いお母さん方から、うらやましい、どうして愛西市は中学校までの医療費が無料にならないのと声が広がっております。3月のこの質問でも、県下の多くの自治体が来年の20年度に向けて拡大を表明している市町村があります。最近では田原市が来年から中学校卒業まで拡大することを表明いたしました。また、広報「あいさい」にも2月号、5月号にも子供の医療の拡大についての意見が掲載されていまして、県が就学前の通院、

中学校卒業までの入院の医療費負担に引き上げた場合、愛西市として何歳まで引き上げることができるのか、お聞かせください。

また、医療法の改悪で医療費負担がふえ、子供の医療費無料化の拡大は、子供を持つ親の切実な願いでもあります。愛西市が本当に安心して子育てができるためにも子供の医療費の無料化の引き上げは早急に実現していただきたいと考えますが、見解をお聞かせ願います。

あとは自席に着いてお尋ねしますので、よろしく願いいたします。

#### ○福祉部長（加賀和彦君）

それでは、私の方から介護保険に関する質問についてお答えをさせていただきたいと思えます。

まず1点目でございますが、要介護1の人が制度改正によりまして要支援になった人数は何人で何%かということでございますが、要介護1から要支援1、2の変更につきましては、平成18年3月から4月に向けまして進めてきておったわけでございますが、延べ608名の要介護1の方につきまして更新をしてきております。その結果、要支援になられた方につきましては、合計が199名で32.7%でございます。この内訳につきましては、要支援1になられた方が42名で6.9%、それから要支援2になられた方が157名で25.8%という結果でございます。

そして、要支援、要介護の人のサービス受給者数が18年度と比べると減少しているという御指摘でございますが、介護サービスの利用者減につきましては、制度改正に基づく福祉用具の制限の問題もございまして、例えば要介護認定で要支援1、もしくは2と認定された方について説明をさせていただきますと、新規・更新合わせまして1年間で355名の方が認定をされ、地域包括支援センターの職員が契約に伺っております。内訳といたしまして、要支援1の方が141名、要支援2の方が214名でございます。この355名のうち、ケアプランを作成し、介護予防サービスを受けられた方につきましては212名、59.7%の方が予防サービスを受けられておられます。未実施の143名の方につきましては40.3%でございますが、このことについて包括支援センターではいろいろお尋ねをさせていただくわけですけれども、その中で多い答えといたしましては、調子が悪くなるといけないので念のために介護認定を受けたが、予防サービスを利用するのはまだちょっと先でいいというようなお答え、あるいはまだ自分でやっていけるからいいというお答え、困ったときに手伝ってくれる人がいるからまだいいよと、そういったお答えをいただいております。そういった影響で若干減少しているのではないかというふうと考えております。

それから、居住費、あるいは食費などが大幅な値上げによって施設サービスをあきらめられるケースがあるんじゃないかと、介護保険料や利用料が払えなくなっている人があるんじゃないかということでございますが、低所得者の方々につきましては、高額介護サービス、あるいは負担限度額制度など、そういった配慮をさせていただいております。特にそういった声は私どもの方に届いてはおりません。

それから保険料の激変緩和措置でございますが、平成18年度の状況で申し上げさせていただきますと、第1段階から第4段階になられた方がお1人、第2段階から第4段階に変更になっ

た方が 109人、それから第3段階から第4段階になられた方が 110人、第2段階から第5段階になられた方が14人、第3段階から第5段階になられた方が 543人、第4段階から第5段階になられた方が 1,183人ということで、1,960名の方が今回の激変緩和の対象となられたわけでございまして、これらを金額にいたしますと 2,080万 1,000円の激変緩和措置をとらせていただいております。来年度からなくなると3年連続の値上げとなるがというお言葉でございますが、これはあくまでも保険制度でございまして、皆様方からいただいた保険料と国・県・市町村で出したお金とで運営していくものでございますので、よろしく御理解がいただきたいと思っております。

それからミニデイサービスでございまして、今までは各町村それぞれのやり方で2年間は実施してきたわけですが、今年度から統一をさせていただいております。現在行っておりますのは、名称といたしましては「愛西おでかけサロン」ということで、各地区月2回、市内6ヵ所で開催させていただいております。場所につきましては佐屋の老人福祉センター、実際に5月に利用された方でございますが14人、それから佐屋老人憩いの家が11人、それから立田北部防災コミュニティセンターが12人、立田南部防災コミュニティセンターが12人、八開総合福祉センターが7人、佐織総合福祉センターが13人、これは実際に5月のそれぞれの日に利用された方の人数でございます。

昨年、松阪市の例でということで御質問をいただきました宅老所の関係なんですけれども、民間の地元の方との共同で実施する宅老所でございますが、現在、私どもとしてはミニデイサービス、ことし、こういうことで方式を変えさせていただいて、市統一の方向でやらせていただいておりますので、これをもう少し見守っていきたいというふうに思っております。もし、お近くで宅老所を始めたいといった方がございましたら、私どもも相談に乗りたいと思いますので、ぜひ御紹介をいただきたい、こんなことを思っております。

それから、住宅改修、福祉用具の受領委任払いでございますが、こちらにつきましては、現在準備をいたしておりますので、早い時期に実施していきたいと、そんなふうに考えております。以上でございます。

#### ○市民生活・保健部長（八木富夫君）

それでは、私の方から、子育て支援事業の拡大をということで3点ほど御質問いただいておりますのでお答えをさせていただきます。

まず最初に、「こんにちは赤ちゃん事業」でございますが、この事業につきましては、平成19年度から次世代育成支援対策交付金の対象事業として行われることになりました。厚生労働省が虐待予防の一環といたしまして、生後4ヵ月までに家庭訪問をして、育児環境に注意を要する親子を早期に把握をして虐待を予防するという事業でございます。先ほど申し上げましたように本年度からの導入でございます。

愛西市といたしましては、平成17年度からもう既に生後3ヵ月までの方においてこのようなことをしております。保健師や母子保健推進員が家庭訪問を実施しております、地域と行政の連絡役となつていただきまして、母子保健推進員活動についても議員も先ほどおっしゃって

いただきましたように、18年度から佐屋地区から愛西市全域に拡大をいたしまして、委員の人員も6名から14名にと増員をして実施いたしております。

この保健推進員さんにつきましては、赤ちゃん訪問のほかに、初めて妊娠をされました妊婦さんへの家庭訪問も実施をしていただいております。そうした中で、乳幼児の健診に来れなかった未受診の方への訪問もお願いをいたしております。このような活動をしていただくとわけてございますが、ちなみに愛知県下の状況はということになります、こうした母子保健推進員さんを設置いたしておりますのは、豊田市、碧南市、清須市、豊山町、そして私どもの愛西市の5市町でございます。そのような今状況でございます。

続きまして、不妊治療の助成の件でございますが、不妊治療の助成につきましては、現在は国の方が不妊治療のうちの特定不妊治療という枠の中で体外授精、顕微授精の助成事業を実施しております。平成19年6月の愛知県議会で特定不妊治療の前段階といたしまして実施をされます一般の不妊治療、ホルモン療法、また人工授精等での検査も含むという内容になっておりますが、こうした助成事業の補正予算をお組みになっておみえになるということを知っております。実施要綱の制定等の関係は、7月から開始される予定ということで県の方からは聞いております。

こうした愛知県の方から今後示されます補助金要綱は、先ほども申し上げましたように県議会の議決が7月の中旬になろうかと思っております。要綱等の通知を受けた段階で愛西市としても要綱に示された内容を具体的に詰めさせていただきます、前向きに助成の考えを持ちたいというふうに考えております。

3点目でございますが、子供の医療費の無料化拡大ということで、議員も先ほどおっしゃっていただきましたように、幾度となく御質問があるようでございます。本年3月定例会を初めといたしまして何度もお答えを申し上げておるようでございます。国の方、また県の拡大施策を控えまして、御承知のように財政改革を進めてまいります中で医療費の助成の拡大につきましても、財政面を含めて総合的に判断をさせていただきたいというふうに考えております。当然のことながら、愛知県の2月議会におきまして愛知県知事が乳幼児医療費の無料化を通院については就学前まで、入院につきましては中学校卒業まで拡大をとということについて、市町村の調整の上、平成20年度には実現したいというお話も承知はいたしております。

今後、市といたしましても県からのこうした案を受けて対応を考えてまいりたいと考えております。以上でございます。

## ○26番（宮本和子君）

では、再質問をさせていただきますが、まだちょっと答弁のところ漏れではないかと思われるんですが、介護保険の関係の3点目ですが、昨年8月にも税制改正も含めてですが、老年者控除や定率減税やなんかで介護保険で値上げになったと思われませんが、そこら辺の人数とか、ことしでも住民税の大幅な値上げになって、その介護保険料の影響もあると思いますが、そこら辺はどのようになっているのか、その点をまずお聞きしたいと思います。

## ○福祉部長（加賀和彦君）

そうした税制改革の影響もございまして、昨年度につきましては、新しい事業計画が始まった初年度でありまして保険料そのものも上げさせていただいておりますので、全体の方々につきまして影響が及んでいるというふうに思っております。

**○26番（宮本和子君）**

そういう点では、今まで高齢者の方で、今度介護保険料が6段階に昨年なりまして、第2段階の方までが非課税だった方が、上がって課税をされて3段階になったり、昨年から、3段階が非課税だったのが4段階から課税をされる方についての保険料になったんですが、そこら辺のところ、今まで非課税だったのに課税をされたことによって保険料がどっと上がるということですよ。そこら辺の詳しい人数なんかは、どのくらいの方が今まで非課税だった方が課税をされて保険料が上がったというところ辺はわかるでしょうか。

**○福祉部長（加賀和彦君）**

先ほど激変緩和の対象者の人数を申し上げましたが、そういった方々が該当するんじゃないかというふうに思っております。

**○26番（宮本和子君）**

先ほど言われたのは、4段階の方が5に上がったりとか、一昨年に3段階が5段階になった方もあるわけですから、それは一概に非課税の人ばかりが上がったという数字ではないと思うんです。実際に非課税の方たちが課税をされて値上げになったという実数を知りたいわけですけど、その点はわからないのでしょうか。

**○福祉部長（加賀和彦君）**

失礼しました。3段階までが非課税になっておりまして、4段階、5段階が課税の方の階層になりますので、2段階3段階から4段階5段階になられた方について非課税から課税に変わったということで激変緩和の措置がとられていると思っております。

**○26番（宮本和子君）**

ちょっとここで議論をしてもなかなか前へ進めませんので、私は3段階までから5段階になった方は課税をされて、非課税だった人が5段階になったという、4段階の1,183人の方は課税をされている対象の方が5段階になったというふうに思いますので、1,183人の方は非課税ではないんじゃないかと思っておりますので、そこら辺はまた今後、具体的にはどの方が非課税で、課税になってどのくらい値上げになったのかということは、今後ぜひ調査をして、また報告していただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

昨年の介護保険の改正は、一つには要支援の人が要支援1、要介護1の一部の人が要支援2という形で要支援になったということで、軽度の要介護認定を受けている人は、利用限度の先ほども50何%という形で利用しているというお話がありましたが、あまり使われていないわけで、多くの方がささやかにサービスを利用している。それなのに、さらに抑制が求められているということですが、私がいただいた資料によりますと、平成18年3月のときに要支援だった方がサービスを99人受けているわけですよ。でも、要支援1になった人は41人しかサービスを受けていないということで、これはサービスが受けられないという状況が示す数字ではない



かと私は考えているわけですが、そういう点では要支援の人は介護予防サービスという形になりましたので、今までとは違ったサービスを受けなければならなくなったということで、家事援助でも、今まではひとり暮らしの高齢者の男性の方で、食事と、それからお掃除なんかも家事援助していただいた人が、もう払えないしということで、家事援助のうちの食費だけに、食べることは最低してもらわなきゃいけないということで、やはり食事を優先するということが介護サービスを控えたというお話も聞きましたし、やはり介護予防という名のもとで給付抑制になっているというのが私は事実ではないかと思えます。

介護保険を利用している6割の方は、ほとんど80歳以上なんですよ。高齢者の方に介護予防ということで筋肉トレーニングなどをしていても要介護度がどれだけ軽くなるのでしょうか。老いるということは体が弱くなっていくということですから、筋肉トレーニングなどは、もっと若い70代、60代の方だったらそういう効果は十分ありますので、そういう方にはきちっとやって介護予防をしていただくのはいいと思いますが、もう80歳以上の方は、食事や掃除などの本当に身の回りのことをやってほしいという声が圧倒的なんですよ。そういった意味では、介護される立場の人が介護サービスを受けられるようにするということが保険者であります自治体の役割だと考えますが、その点の見解をお聞かせください。

#### ○福祉部長（加賀和彦君）

18年度の制度改正は、確かに給付の抑制という形もあるかもしれませんが、一方で軽度の方のサービスの利用がより生活機能を低下させていくといった指摘もあるわけでありまして、そういった方々がより現状を維持できる、またあるいは少しでも改善できる、そういった視点もありまして改正がなされたというふうに思っております。

確かに高齢の方につきましては、筋力トレーニングがどうかという話もあります。確かにそういうお話も一部ではあるかもしれませんが、私どもといたしましては包括支援センターを設置いたしまして、そちらの方で予防給付を担当しておりますので、個々の実態に合わせたケアプランをつくって提供していきたい、そんなふうに思っております。

#### ○26番（宮本和子君）

個々の実態ということですが、まだまだ個々の実態に合わせてやられているかという実態が、なかなかきちっとつかまれているというふうを感じるわけです。要支援1、2の人は、包括支援センターで愛西市の場合は直営でやってみえますので、そういう点の実態もきちっと把握はされておられると思うんですが、こういう包括支援センター以外のところでケアマネジャーをやってみるところとか、そういったところもきちっとチェックされているのか。また、そういうところもきちっとチェックするのが私は地域包括支援センターの役割だと思いますし、介護予防の実態が本当にどれだけ把握されているのか。先ほど部長が言いましたように、個々の実態に合わせてと言っているんですが、具体的にそういったことが把握されているかどうか。

それから、介護保険制度になって市町村が高齢者の介護の実態の全体が大変つかみにくくなっているのも、これは現実です。高齢者の実態を把握して、その上で計画、今後、第4次介護保険計画や老人保健計画などもこれから策定をしていくわけですから、そういう点では、こう

いった65歳以上の高齢者の実態を今後把握した上で計画をつくるということが大変必要になってまいります。

高浜市では65歳以上の高齢者の現状を調査して高齢者施策をやっているというお話も聞きましたけれども、こういったすべての高齢者の実態を把握する必要があると考えますが、愛西市としてはどのような手だてで把握していく計画か、この点をお聞かせ願いたいと思います。

**○福祉部長（加賀和彦君）**

私どもの包括支援センターでは65歳以上の高齢者に対しまして調査をいたしまして、特定高齢者、例えば閉じこもりであるとか、うつの状況になりはしないかとか、いろんな特定高齢者の要件があるわけですが、そういった方々の把握をいたしまして、それぞれに運動機能向上、それから栄養改善、口腔機能の向上、閉じこもり予防、そういったものを個々に対応させていただいておる状況でございます。

**○26番（宮本和子君）**

じゃあ、具体的にはどのような形で65歳以上のすべての高齢者の実態を把握されているんですか、どのような方法で。

**○福祉部長（加賀和彦君）**

家庭訪問ですとか所内の面接、あるいは電話連絡、基本チェックリストの活用等をいたしまして生活機能評価をいたしまして、その結果を踏まえて、そういったいろんなプログラムに誘導するというような方法で行っております。

**○26番（宮本和子君）**

それはすべての高齢者というふうに考えてよろしいでしょうか。

**○福祉部長（加賀和彦君）**

そういうことでやっております。

**○26番（宮本和子君）**

では、ぜひそういう点では高齢者の実態を把握しているということで、今後もぜひこれからの4次介護保険計画とか高齢者計画に、確実にそういった高齢者の実態を把握の上で計画をつくっていただきたいと思います。

次に3点目のところですが、今のところ非課税の方が何人課税されているのかわからないようですが、高齢者の実態がそういう点では経済的につかめないと思うんです。非課税から課税された方たちの実態を、ぜひ調査していただきたいと思います。

昨年、新たに税制改正によりまして保険料の段階が上昇し、介護保険料の値上げとなる激変緩和措置対象者が1,960人で、13.8%の高齢者が06年・07年度の緩和措置が済むと3年連続で値上げという現実になっていきます。これは日本共産党のホームページで出ておるんですが、愛西市在住で年金額、年200万円の高齢者のシミュレーションをいたしますと、05年には介護保険料は年2万7,000円だったものが06年には4万3,000円、07年には5万円、08年には5万8,000円となりまして、倍以上に介護保険料が値上げとなるわけですね。老年者控除や定率減税の全廃で今まで非課税の方が課税されると、所得税、住民税、国保税、介護保険料の倍以上

の値上げで、高齢者がますます厳しい生活となります。介護サービスを受けたくても受けられないという低所得者の悲鳴が本当に聞こえるようでございます。保険料が払えない、利用料が払えない状況が今後も私はふえてくると考えられますが、介護保険料、利用料の減免などの低所得者対策を進めていく考えがあるのかどうか、お尋ねいたします。

#### ○福祉部長（加賀和彦君）

先ほども申し上げさせていただきましたように、保険給付費の19%は1号被保険者の方で担っていただくという制度になっておりますので、その辺を御理解いただきまして、よろしくお願いいたします。

#### ○26番（宮本和子君）

私、経済的にも高齢者の実態は大変だと思うんですよ。200万円で所得税、住民税、国保、介護保険料で21万、年間払うんです。そういう点では年金の1割の負担、それから04年から08年まで11万4,000円の負担増という形になるわけですね。そういう点では、これから後期高齢者の医療費、75歳以上の方は医療費を別立てにして後期高齢者からも保険料を取る、医療費を取るということも計画をされているわけですから、ぜひ減免制度は、実態をつかんでいるという割には、こういった本当に低所得者の実態を把握されているのかということを私は疑問に思うんですが、そういう点ではそういう方たちの立場に立って、今後、ぜひこういう低所得者への対策を立てていただきたい。それが愛西市で年をとっても安心して暮らせるまちになると私は確信しておりますので、その点は、ぜひ今後よろしくお願ひしたいと思います。

そして4点目の問題ですが、JAのおでかけサロンを市内6カ所に広げるということですが、地域の公民館やコミュニティセンター、集会所などで気楽に歩いて集まってこられるようなサロンを、ボランティアや老人会、婦人会などで組織、月に一度か二度おっしゃべりしたり、健康体操や食事をして過ごす高齢者のたまり場を私は広げていただきたいと思います。これが介護予防に一番つながるのではないかなと思うんですが、永和台の老人会では、長年ですけれども、毎年集会所で集まり、懐かしい歌を歌ったり、ゲームをしたりして過ごしておられますが、愛知県下で宅老所、街角サロンなど高齢者のたまり場事業に助成を実施しているのは17市町村ありますが、愛西市でも高齢者のたまり場への助成をぜひ介護予防の一環としてしていただきたいと考えますが、見解をお聞かせください。

#### ○福祉部長（加賀和彦君）

先ほどJAのおでかけサロンとおっしゃられました、これはあくまでも市がやっておるサロンでございます、JAさんに委託をしておるということでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

先ほどもお答えをさせていただきましたように、各町村でばらばらにやっておられた内容を今年度統一させていただきましたので、それをもう少し定着させて、その後、そういった御要望があればというようなことで、もし先行してそういったことをやられたいということであれば、また御相談には応じさせていただきますので、よろしくお願ひします。

#### ○26番（宮本和子君）

では、そういう点ではそういったところで実際にやっている方もありますし、今後そういうことをやりたいという方には、ぜひ高齢福祉課に行って相談するというので、まあ善処していただけるということで、よろしく願いいたします。

5点目ですが、住宅改修の関係なんですけど、先日、高齢福祉課にお尋ねしてお話を聞いたときには、なかなか住宅改修をやりたくても事業者がないということで、津島市とか他の町村にはそういったところもありますしということですが、市内の大工さんから仕事が大変減って何とか仕事を市として確保してもらえんのかなというお話がありましたが、こうした市内の住宅改修できる人をシルバー人材センターの登録や小規模工事など希望者登録制度、これはこれから永井議員が質問しますけれども、こういった制度を創設して住宅改修を行っていただいではどうかと考えますが、見解をお聞かせください。

#### ○福祉部長（加賀和彦君）

後ほど永井議員から受ける小規模云々とはちょっと性格が違うかもしれませんが、いずれにいたしましても、支払い等の関係があるものですから、この制度にのっかってやられる業者さんについては登録をしていただくこととなります。

この制度につきましては、各方面からもいろいろ問い合わせ等をいただいておりますので、先ほど申しましたように、なるべく早く準備をしてやっていきたいというふうに思っております。

#### ○26番（宮本和子君）

では、そういう点では、ぜひ早急に準備を進めていただきたいと思います。

次に、子育て支援の充実について質問をいたします。

1点目ですが、先ほども愛西市の母子保健推進員の活動、本当に県下でも少ない中で充実した活動をしているということで大変評価も高く、以前全国大会にも参加したり、和歌山県などからも視察に来ていただいているというお話を聞いております。お母さん方の出産、子育ての不安を少しでも援助し、障害児、発達障害の早期発見に保健師と連携して取り組んでいるということでございます。愛西市の母子保健推進員は、なかなか連絡をとれないお母さん方にも小まめに電話連絡して、お尋ねする日程を組んだり、また足を運んだり、本当に精力的に行っている方ばかりなんですけど、活動旅費として月に2,600円とお聞きしましたが、ちょっと少な過ぎるのではないかというふうに私も感じます。「こんにちは赤ちゃん事業」で国からも財源として認められておりてくるわけですが、そういったときに、ぜひ母子保健推進員の方の通信費、交通費に充てていただきたいと思います。また、母子保健推進員の今後の増員の計画についてもお考えをお聞かせ願いたいと思います。

#### ○市民生活・保健部長（八木富夫君）

人員の増員につきましては、まだ先ほど申し上げましたように増員をしたばかりでございますので、しばらくこの人員でお願いしたいというふうに考えております。

また、旅費等のことにつきましては、御意見として承っておきます。

#### ○26番（宮本和子君）

では、ぜひよろしく願いいたします。ボランティアといえどもなかなか責任のあるお仕事をされておりますし、本当に精力的に、今後もあちらこちらから、「こんにちは赤ちゃん事業」を各市町村でやられると愛西市なんかには視察に見えenと思いますので、そういう点では、ぜひこういった母子保健推進員の活動を保障していただきたいと思います。

2点目ですが、一般不妊治療に対する助成制度を、県がやると言っているですから、ぜひそういう点では早急に予算化をして、9月議会には補正予算として出されることができenでしょうか。その点はいかがでしょうか。

**○市民生活・保健部長（八木富夫君）**

この不妊治療の助成につきましても、議員おっしゃっていただきますように、調整が整えば9月の補正でお願いをしたいというふうに考えております。

**○26番（宮本和子君）**

子供の医療費無料化の拡大を中学校卒業までということで、ぜひ早急を実現して、愛西市で子供を安心して育てられる、そういったまちにするということが本当に今求められております。高齢化も進んでいるまちですし、少子化についても、近隣の市町村のことを思いますと、少子化対策を一番にやらなければならない施策ですし、市長も児童館の問題とか、子育て支援に対して大変理解のある市長でありますので、そういう点では、ぜひ子供の医療費の無料化、これは子供の命を守ることにつながることですので、やはりほかの施策よりも優先してやるということが一番大事だと思いますので、そういう点での市長の決意をお願いしたいと思います。

以上、決意を聞いて私の質問を終わります。

**○市長（八木忠男君）**

宮本議員の質問にお答えをいたします。

先ほど来、子育て、あるいは介護などの御質問をいただいております中で推進員のお褒めもいただきました。そんなことで、障害者の皆さんへの就労支援なども早く進めているところであります。今般、補正でああした見込み違いというようなこともありますが、でき得るところから進めていることも事実であります。そうしたところも見ていただき、あるいは近隣市町村の不妊治療にしろ、あるいは医療費の援助にしろ、県の動きを見ながら進めてみえるところがほとんどでございます。そうしたことを十二分に判断をして結論づけてまいりたいと思っております。

**○議長（佐藤 勇君）**

これで、26番・宮本和子議員の質問を終わります。

ここで10分間の休憩をとります。再開は14時半でございます。

午後2時20分 休憩

午後2時30分 再開

**○議長（佐藤 勇君）**

会議の続きを行います。

通告順位12番の24番・加藤敏彦議員の質問を許します。

## ○24番（加藤敏彦君）

それでは、よろしくお願ひします。

きょうは、一つは旧トーヨーボールのアスベストの問題について、一つは粗大ごみ有料化に伴う対応について、一つは学童保育についてお尋ねいたします。

トーヨーボールのアスベスト問題につきましては、午前中の翠川議員の質問と重なっておりますが、御了解いただき進めていきたいと思ひます。

旧トーヨーボールのアスベスト問題について質問をいたします。

アスベスト（石綿）が大きな問題となっているのは、アスベストが肺がんや中皮腫を発生する原因物質だからであり、その発病は、原因が取り除かれても10年、20年たってから発病する可能性があるからです。アスベストは、1972年に国際機関である世界保健機関や世界労働機構がそれぞれ危険性を指摘し、80年代には既にヨーロッパ諸国では相次いで全面使用禁止になりました。しかし、日本では60年代の高度成長期から建物や製造現場でアスベストが大量に使われ、70年代から90年代初めにかけて輸入がピークとなっております。

日本政府は、1989年まで排出基準をつくりませんでした。1995年に毒性の強い青石綿、茶石綿を製造禁止にしましたが、回収は行われていません。政府がアスベストを原則禁止にしたのは2004年になってからです。それでも代替品のないものは除かれ、完全禁止は2008年、来年まで先送りされております。アスベストの除去についても明確になっておりません。

国には1970年代から被害を知りながらアスベストの使用を禁止しなかった不作為、あえて積極的な行為をしなかったという責任があることは明らかです。そして、企業の責任としてメーカーの責任や大口ユーザーの責任を明確にすることが重要です。国と企業のどのような責任があるかを明確にしてこそ、それぞれどのような負担をするかが明らかになります。

さて、旧トーヨーボールのアスベスト問題について、5月11日、佐織庁舎で愛知県が4月23日に稲沢市、愛西市と協力して実施した建物周辺でのアスベスト飛散調査の報告がありました。調査地点6カ所のうち、愛西市内の2カ所の測定値が1リットル当たり0.22本でありました。他の4地点では1リットル当たり0.1本未満という結果でした。愛知県の大気環境課の説明では、通常と変わらない、今すぐ危険というわけではないとの見解でした。測定日の4月23日は、北西の風5メートルで4時間の採取であったということです。また、愛知県としても3月29日に愛知県建物検査協会、稲沢市、愛西市、海部事務所、尾張事務所とともに建物の中に入り、アスベストの使用を確認したということでした。愛知県の大気環境課の話では、今すぐ飛散する状態ではないという見解です。しかし、多くは細かく砕けており、風や振動で落下するおそれがあり、粉じんが堆積しているとの説明です。

これまでに平成17年11月18日に稲沢市が調査したところでは1リットル当たり1.6本、平成18年10月13日に愛知県、稲沢市、愛西市とで環境監視をし、いずれも1リットル当たり0.1本未満、平成18年11月7日は1リットル当たり0.1本未満と、または0.14本だったと報告されております。いずれの調査も建物の南側の地点であり、外部での調査です。これでは周辺住民の不安はぬぐい切れるものでありません。建物南側から内部が見れますが、天井がはがれ落ち、

はりから垂れ下がっている状態が見受けられ、建物の内部では風によってかなり舞い散っているのではないかと推測できます。私は、行政が立入調査において目視だけでなく、使用されているアスベストの危険性はどうか、最も強い有害物質である青石綿か茶石綿か白石綿なのか判断する必要があります。そして内部も測定し、県が言うよりも飛散する状態ではないということ立証する必要があると考えます。これまで建てられたビルなどの鉄骨構造物には、不燃化のためにアスベストの吹きつけが建築基準法で義務づけられていました。吹きつけ石綿が露出した状態では根本的な除去工事が必要ですが、当面、囲い込み、封じ込めによる飛散防止の緊急対策が必要です。旧トーヨーボールの建物について、内部のアスベストが飛散することになれば大変なことになります。アスベストが飛散することがないように窓や出入り口をふさぐことが必要です。これから台風の季節に向かっていきます。強い風でアスベストが飛散する可能性は十分考えられます。人が立ち入りできないように囲いをするのは当然ですが、それでは不安の解消になりません。それが周辺住民からも求められております。市の考えはいかがでしょうか。

また、監視体制の強化が望まれています。愛知県、稲沢市、愛西市が協力体制をとり、常時監視に向けて周辺での測定を大幅にふやす必要があると考えます。市の考えはいかがでしょうか。

そして根本的な解決は、建物からアスベストを完全に除去するか建物を撤去するということであり、現在、整理回収機構が3回目の入札を行い、13日までですが、売却決定は6月27日となっておりますが、この売却の成り行きを見守る一方で、行政代執行という方法も考慮に入れていく必要があるのではないのでしょうか。行政代執行は、法律により直接に命ぜられ、また法律に基づき行政庁により命ぜられた行為について義務者がこれを履行しない場合、他の手段によってその履行を確保することが困難であり、かつその不履行を放置することが著しく公益に反すると認められるときは、当該行政庁は、みずから義務者のなすべき行為をなし、または第三者をしてこれをなさしめ、その費用を義務者から徴収することができる、行政代執行法の第2条に記されております。今回の場合、この建前に該当するのではないかと考えます。当面、不安の根源であるアスベストの飛散を防ぐため、窓や出入り口をふさぐことが先決です。飛散防止策をとれば周辺住民の不安もかなり取り除かれると思いますが、市の考えをお尋ねいたします。

次に2点目の粗大ごみの有料化に伴う対応ですが、これは5月30日に海部地区環境事務組合の議会が開催され、直接搬入ごみの手数料の改正が行われました。提案理由は、弥富の八穂クリーンセンターに持ち込まれるごみの分別と減量を図り、またごみの処理経費の実態に合わせるためとして、事業系廃棄物、家庭系の廃棄物、ともに10キロ 200円となりました。これによって、これまで無料であった個人が直接搬入する家庭系ごみの有料化が決まりました。これは、特ににせ家庭ごみの搬入をやめさせるために有料化が提案された経過があります。にせ家庭ごみの問題とは、個人が家庭ごみを八穂クリーンセンターへ直接搬入すると無料であることを利用して事業系と思われるごみが搬入されていたり、業者と思われる者が個人を名乗ってごみを

搬入しているということです。

隣の津島と愛西市を比べますと、同じ6万人規模の自治体ではありますが、平成18年度の家庭ごみの個人直接搬入量を比較いたしますと、搬入には公用と直接搬入というものがありますが、愛西市の公用は75件、そして直接搬入は410件でありました。そして津島市の公用は92件、直接搬入は1,994件であります。この公用の搬入が1.2倍、直接搬入は4.86倍と、まさに異常な数字だと言わざるを得ません。愛西市の直接搬入ごみについて環境課では、おおむね個人の搬入であり、ごまかしはないと判断しているというふうに聞いております。この有料化の提案に対し、日本共産党は、公用の場合はこれまで無料であること、公用の扱いについては市町村の判断によること、そして公用の扱いについては住民の立場に立って行うことを要望して賛成をいたしました。家庭ごみの直接搬入については、ごみ集積場に大量のごみが出されると収集業務に支障が出ることを防ぐ。また、ごみの搬入経費も軽減されるということで無料扱いでありました。今後、公用の扱いについて、それぞれの市町村に判断がゆだねられるわけですが、愛西市として家庭ごみの直接搬入について、災害時は当然のこととして、通常においても、これまでどおりやむを得ないと判断した場合には住民の立場に立って対応していただきたいと考えますが、市の考えはいかがでしょうか。

次に、3項目めの学童保育についてお尋ねをいたします。

学童保育のない北河田小学校区、西川端小学校区、ここでは児童館の建設が、八輪小学校区では子育て支援センターの建設が決まり、用地の決定もなされました。今年度は来年度に向けての準備が進められるわけですが、各施設において要望の強い学童保育の定員をどのように決めていくか、大変重要であると考えます。今年度の学童保育の募集において勝幡児童館や草平児童館、佐屋児童館など、希望が定員を超える状況が生まれました。今議会で佐屋や草平学区では民間で対応するための補正予算が計上され、行政としての積極的な対策がとられております。でも、対応できない学区もあります。これから建設する北河田・西川端・八輪小学校区の施設について、学童保育の要望や定員についてどのように検討されるのでしょうか、お尋ねをいたします。

次に、2学期から実施すると表明されている放課後子供教室、佐屋小学校、そして学童保育のない三つの小学校が対象ですが、昨日の質問でもありましたが、教育部長が退職される、また教育長が交代されるなど人事の変更もありますが大丈夫でしょうか。

放課後子供教室は、中日新聞でも「大治で子供教室開始」という見出しで、放課後を利用し、スポーツや文化活動を通じた地域交流を目指す「わくわく子供教室」が紹介されましたが、大治町の教育委員会が主催し、町内のボランティアグループ「せんだんの会」が運営し、公民館などで週3回、夕方の1時間30分ほどドッジボールやバドミントン、トランプなどで遊ぶという記事でありましたが、愛西市の放課後子供教室の準備はどのように進められているか、お尋ねいたします。

以上、3項目について誠意ある御答弁をお願いしたいと思います。

○市民生活・保健部長（八木富夫君）



それでは、最初に旧トーヨーボールのアスベスト問題についてということで御答弁をさせていただきます。

このトーヨーボールのアスベストの大気環境調査につきましては、議員もおっしゃっていただきましたように、4月23日に愛知県、稲沢市、そして私ども愛西市が近隣の6地点で調査しております。調査結果につきましては公表されております。私どもも愛西市のホームページにも掲載をさせていただいております。そうしたことで県の方といたしましても、愛西市でも5月11日に、関係いたします議員さん、また近隣の地区の総代さん等々を対象といたしまして調査結果の説明会が愛知県の方からございました。そして、愛知県、そして稲沢市、私ども愛西市で構成いたしております旧トーヨーボールの対策連絡協議会の方でも同じ御報告をいただいております。

そして、当然早期解体に向けての要望ということでございますが、今後も定期的なこうした大気汚染の環境調査を、県、そして稲沢市、私どもと一緒に、この対策連絡協議会の方で今後のことを詰めていきたいというふうに考えております。

そして巡回の関係でございますが、今現在、トーヨーボールの周辺をパトロールしておるわけでございますが、まずそれぞれの機関で実施いたしております。まず尾張事務所につきましては、環境保全課が月2回、毎週第1週と第3週に巡回をさせていただいております。そして尾張事務所の廃棄物対策課におきましても、不法投棄パトロールといたしまして月1回、こちらの方につきましては不定期となっておりますが、休日・夜間に行っていただいております。一宮建設事務所においても、稲沢市の建築課と合同で週に1回実施しておみえになります。また、稲沢市さんにおかれては週1回、地元の安全パトロール隊の方々と、ボランティアの方だと思っております、そうした方々とも巡回をしておっていただくようでございます。

次に粗大ごみの有料化に伴う対応でございますが、議員おっしゃっていただきましたように、さきの環境事務組合の議会におきまして、個人が搬入をいたします直接搬入ごみの有料化が決まっております。12月1日より有料ということでございます。

そうした中で家庭用のごみについては、議員おっしゃっていただきましたように、持ち込み10キロについて200円ということで決まったようでございます。そして公用の扱いをするごみについて、今後どのような扱いをするかということが問題になっておるわけでございますが、当然火災等が出たごみについては無料で持ち込みをしていただくことになるかと思っております、学校ですとか役所から出るごみもでございます。その中で、今、家庭用のごみの部分について10キロ200円というふうに決まったわけでございますが、この部分をという御質問かと思っておりますが、この点につきましては、とりあえず10キロ200円という方向で決まりました。それで、あとこの部分をどのような形で調整するかということは、いましばらくちょっとお時間をいただきまして、環境事務組合の担当課長会議の方でも各市町村との調整をしたいということを今聞いておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○福祉部長（加賀和彦君）

今後建設をしていきます三つの施設につきましての定員の関係でございますが、私どもといたしましては、もう既に他の小学校区で行われております学童保育の待機児童も含みます人数を、1年生から3年生までの児童に対する割合を出しまして、それで現在、面積等を進めていきたいというふうに考えておるわけでございます。

八輪小学校では20名前後の御利用かなと、北河田・西川端さんにつきましては40名前後かなというふうに予想しておるわけでございますが、児童クラブの部屋以外にも中・高生の創作活動室というの、最近児童館には中・高生の居場所づくりということも求められてきておるようでございます。そういった中・高生の創作活動室は大体30平米程度ですけれども、そういった部屋も設けていきたいというふうに思っております。仮に先ほど想定しました人数を超えるようであれば、こちらの方の部屋も活用して対応していきたい。また、今回補正でお願いしております民間でのそういったところがあれば、またそういったところもお願いをしていながら今後の学童保育に対応していきたいと、そんなふうに思っております。以上です。

#### ○教育部長（水谷洋治君）

それでは、私の方からは放課後子供教室の準備状況はというお尋ねでございますけれど、現在までの状況についてお答えをさせていただきます。

本年度、放課後子どもプラン運営委員会の立ち上げを行いました。委員さんにおきましては、教育委員会と福祉部に関係のある団体の代表者の方々や、実施を予定しております学校の校長先生、あるいはPTAの会長さんなど16名の方にお問い合わせしたところでございます。そして第1回目の運営委員会を、去る5月22日に開催させていただきました。その席上におきまして、放課後子どもプランの実施に至った経緯とか、また事業内容等を御説明申し上げ、理解を求めましたところでございます。

また、各学校で使用いたします教室等も決定をいたしまして、文化協会とか体育協会などの代表者の方々に対しまして、会員さんによります地域への御協力をお願いいたしたところでございます。あわせて、広報「あいさい」6月号におきまして、事業に協力をいただける学習アドバイザーの方とか、また安全管理員さんを募集する記事も掲載をいたしました。この関係につきましては、昨日から受け付けを開始しておるわけでございますけれども、先立ちまして電話などでどのようなことかというような問い合わせもあるようでございます。

今後におきましては、具体的な検討に入っていかなければならないということでございます。これにつきましては、各学校単位で部会を設置いたしまして、実施に向けて詳細な検討を今後していったら9月に間に合わせたいと、このようなことで考えております。何分よろしく申し上げます。

#### ○24番（加藤敏彦君）

それでは、再質問に入っていきますので、よろしく願いいたします。

まず、旧トヨーボールのアスベスト問題についてですが、市長の見解をまず伺いたいと思います、この問題をどのように受けとめられておるのか。

#### ○市長（八木忠男君）

加藤議員の御質問にお答えをいたします。

このトーヨーボール、もう皆さん方御承知だと思いますが、実業家であった横井英樹氏のあそこが在所で、そのふるさとへあんな立派な 300レーンというボーリング場ができたわけで、皆さん方の中にも相当お出かけをいただいた時代があるんじゃないかなと思います。そして、そんなころ、もちろん私もあそこでプレーをしたことはあるんでありますが、まさかこうした状況になるなんてはゆめゆめ思いませんでした。

せんだって、稲沢市長さんと全国市長会の席でしばらく話もしておりました。稲沢市長さんは、大変申しわけないと。もちろん、稲沢市地先でありますのでそうしたお言葉でありましたし、これからも連絡を密にしながら進めていきたいというお話も聞かせていただきましたし、翠川三津子議員の質問の中にも、過去のいろんないきさつも御提示をいただいてまいりました。

ちょうど川の南の佐織台という新しくできた分譲地へ来ていただいた方のお話も聞いたことがございます。旧佐織では一番高台の一番いい土地、そんなことで私たちはここへ来たんだと。そして、今こうした問題が起きている、本当に迷惑をこうむっている。そして、一刻も早くあの建物を撤去していただきたいということは聞いておりますが、マスコミ等の報道の思いの中であるのでしょうか、ああした報道が繰り返されると、私たちは毎日ここで生活をしているんで、ここに住んでいる人たちの評判も落としたいくないというようなお話も聞かせていただいたわけであります。

いろんな手だては今後も進めていかねばなりません、県の説明でも、県としても手が出せないというような言葉もあったわけでありまして、これからは、一層稲沢市、県とも連絡会、先ほど担当部長も申し上げましたように連絡を密にしながらこの問題については進めていかねばなりませんし、これは愛西市全体の中で、各庁舎、あるいは小・中学校、公の施設のアスベスト問題も、私どもは他の市町村よりは早く対処してきておまして、今般も立田の総合体育館、これも大きな経費がかかるわけでありまして。そんなことを進めているわけでございますので、このトーヨーボールの件につきましても、今後、私どもの立場として、皆さん方の意見を届けて進めてまいりたいと思っております。

#### ○ 2 4 番（加藤敏彦君）

市長の見解を伺いました。一生懸命やっていきたいというふうで答弁をいただきました。日本共産党議員団として、稲沢の共産党議員団もおりますので隣の稲沢の大野市長に申し入れしたときにも、稲沢市長は住民の健康を第一に取り組んでいきたいということとその場でも表明いただいておりますので、ぜひ本当に力を合わせて進めていただきたいと思っております。

次に、アスベストの種類の特定についてですけれども、県の説明会が佐織庁舎で行われたときに、中に立ち入ることができて目視はできたけれども、目の前にアスベストがあっても、それを持って帰ることができずに特定もできないと、こういうおかしなことがあるんですけど、これはなぜこういう、要するに国が製造も禁止していくと。危険なものだ、発がん物質だということをおきながら、それが目の前にあっても行政が調べることもできないという、すごく問題、矛盾があると思うんですけど、これはなぜこんなことが起きるのでしょうか。

**○市民生活部次長兼環境課長（加藤久夫君）**

今の問題でございしますが、この件につきましては建物の所有者が決まっております、県の方に言わせれば、その中に勝手に入って調べることができないと、このようなことをお聞きしております。

**○24番（加藤敏彦君）**

今、課長の方から、所有者が決まっています民間のものをさわれないということですが、ただこれは公害でありますし、保健所がいろんな問題で立入調査をするように、また県の環境課が立入調査をすべき状況だと思いますけれども、今、国の法律が被害の救済だけで、その原因の追求とか撤去という辺の法律があいまいになっている矛盾が見事に出ていると思います。きょうも午前中、翠川議員が質問されましたけれども、行政が危険なものだという認定をしていない状態で手が出せないのは当然だと思います。そこに一つ矛盾があると思いますので、やはり住民の健康・安全を守っていく上でも危険なものをちゃんと取り除いていく、そして立入調査もしていくということが、きちっと法律的な裏づけが一日も早く持つことができればこういう問題がなかなか解決できない、そういう状態が続くと思いますが、市長、どうですか。危険なものが目の前にあっても調べることができないという今の状況に対して、どのように受けとめておられますか。

**○市長（八木忠男君）**

担当も申し上げておりますように、稲沢、県と連携をとって皆さん方の御意見は伝えてまいりたいと思っております。

**○24番（加藤敏彦君）**

伝えるだけじゃなくて、やはり住民に責任を負う行政の長として、法律の不備があると私は思いますので、そういう問題もしっかりと受けとめていただきたいと思います。

次に、住民にとってはアスベスト、現在、測定結果からいくと危険な状態ではないという説明であります、やはりきょうの話の中でも建物自体も老朽化で危険な状態になっているという話をされましたけれども、それでは一層のこと、天候、そして地震等の災害、そして建物の崩壊等を含めてこういうものに対するの関心を一層強めていかなければいけないと思いますし、もう一つ、住民にとってはアスベストは目に見えないものですから、測定もきちっと常時体制、回数をふやしていただきたいと思うんですけれども、その点、市としての考え方はいかがでしょうか。

**○市民生活・保健部長（八木富夫君）**

大気汚染の調査の回数につきましては、先ほど来申し上げておりますように、県、稲沢市も含めた中で一度検討をしていきたいということを対策会議の中で申し上げたいというふうに考えております。

**○24番（加藤敏彦君）**

今、住民にとっては安全かどうかの物差しが測定の結果しかないと思います。例えば愛西市のホームページに発表されておりますけれども、何ヵ月たってもそのまま同じ数字だと、今月

は大丈夫かという不安も生まれますので、やはり測定結果を見たときに最近の数字はどうか、そういうことがわかるような形で対応、予算等も組むように御検討いただきたいと思えます。どうかよろしく願いいたします。

それから飛散防止対策についてですけれども、午前中の答弁の中でも、今入札が行われておると、その結果を踏まえて対応していきたいということではありますが、所有者が確定すればそこへの指導を積極的に進めていただくということになりますけれども、二度あることは三度あると、所有者がまた決まらないという危険性もありますが、そういうところの考え方ですね。とにかくアスベストが飛ばないということが住民にとっては当面の切実な要求になっていると思えますが、そういう飛散防止対策についての考え方をもう一度確認しておきたいと思えますが、よろしく願いいたします。

#### ○市民生活・保健部長（八木富夫君）

飛散防止対策、午前中の翠川議員にもお答えをいたしました。県の方が今競売にかけて結果を見たいというふうに言っておりますので、私どもといたしましては、今の段階では、この競売の結果を待ちたいというふうに考えます。

#### ○24番（加藤敏彦君）

それから、今、監視体制を強めていただいておりますが、住民にとっては健康相談、そしてアスベスト被害の大きなところでは、実際にエックス線とかCTとかを使っての検査などもやるわけですが、今回の場合は責任者がなかなかはっきりしないという点もありまして、そういう費用なども出るところが今ところないんですけれども、今後、そういう健康診査等の問題についてもどのように考えられておるのでしょうか。

#### ○市長（八木忠男君）

先ほど来申し上げておりますように、私ども独自のというわけにはまいりませんし、これは連絡会議で一層連絡をとり合って、連携をとって進めてまいりたいと思っております。

#### ○24番（加藤敏彦君）

もう一つお尋ねしたいんですけれども、翠川議員は現場の中に入って見られているというふうに思いますが、例えば議会の調査権がありますよね。民間のものでありますが、その管理しているところもはっきりしておりますので、そういうところの許可をもらって現場を見る。知事に見てほしいという声もあるわけですが、例えば愛西市の市議会、担当委員会、そういうものがきちっと現場を確認していろいろ意見などを出していくことも筋道だと思いますが、私たち議員や議会が現場確認、調査等をすることはできるのでしょうか。

#### ○市長（八木忠男君）

そういう点につきましても、もしそうした御要望があれば、どんな手だてが講じられるか判断して進めてまいります。

#### ○24番（加藤敏彦君）

言葉だけはいかんと思えます。入らなくてもよければ現場に行きたくはないわけですが、やはり現場の確認ということも必要ならばやらなければいけないと思えますので、そう

いう点も議会の方でも議論をしていただきたいと思いますし、また、現場確認という結論が出た場合には行政も協力していただきたいと思います。

次に、家庭ごみの直接搬入の問題についてお尋ねいたしますが、この問題は、質問したように、ある面では津島のごみ行政のとぼっちりかなあというところも一面あると思いますので、例えば海部管内で七宝町はいまだに無料なんですけれども、逆に地元で回収してもらえば無料と、直接持っていくと有料というおかしな現象も出ておるわけですので、やはり窓口の担当課が見て、また話を聞いて、それでやむを得ないと。例えば引っ越すとか、建てかえをするとか、そういういつときにごみが出るときがあるわけなんですけれども、そういうやむを得ないと思われるときにはこれまでどおりの適用をお願いしたいと思います。これは要望ですが、ぜひそういう形で調整協議をしていただきたいと思います。よろしくお願いします。

それから3項目めの学童保育ですけれども、福祉部長の方からこれから建設していく児童館、また子育て支援センターの学童保育の定員の数字案が出されましたけれども、この数字はこれまでのものからいくと大きいと思います。これまでは定員としては30であったと思いますから大変積極的な対応をされておりますが、要望の把握なんかもやられていくと思いますが、そういう点ではどうですか。一応数字は割合的には出ておりますけれども、各学校、毎年それは変わっていくと思いますし、また大きくなっていくと思いますが、学校ごとの学童保育に対しての要望の把握はされるのでしょうか。

#### ○福祉部長（加賀和彦君）

愛西市内で、もう既に9ヵ所実施させていただいております、そういった実績、過去からの人数の増加等もあるわけですが、そういったところもアンケート等で把握したわけではございませんが、実績をにらんでつかんでおります、そういったことを参考にして決めさせていただいたわけでございます。

#### ○24番（加藤敏彦君）

今、部長は「決めさせていただきました」という答弁でしたので、これは一応決定という形でいいですか。

#### ○福祉部長（加賀和彦君）

すみません、決めさせていただいたといえますか、一応そういうことで今絵をかいていただいておりますので、これができ上がった暁には、皆さんに見ていただいて最終決定ということになろうかと思っておりますので、とりあえず、今絵をかいていただくための人数として、そういうことで提示をさせていただいたということで御理解いただきたいと思います。

#### ○24番（加藤敏彦君）

部長の報告の中でも、この定員を超えた場合の対応についても、中・高生の居場所づくりの部屋も活用して、希望者が多いときは対応していくという考えですので、非常に柔軟で積極的だと思いますので、ぜひお願いしたいと思います。

それから放課後子供教室ですけれども、これにつきましては今準備を進められて2学期からスタートするというところでけれども、児童館の方で子供のためのサービスが提供されてまいり

ます。それで、2学期から放課後子供教室が児童館のないところで実施されると。そして、来年は年度途中になると思いますけれども、これが学童保育や児童館のサービスが提供されるようになると、準備されるものが、その状況が変わることによってニーズが変わるということが出てくるとは思いますけど、そういう対応についてはどのように考えられておるのでしょうか。

**○福祉部長（加賀和彦君）**

児童館の関係でございますが、午前中の御質問にもありましたように、時間的なことは午前中の御質問でお答えをさせていただきましたが、放課後児童クラブ、性格的には生活の場の延長で学童保育はあろうかと思えます。放課後子供教室につきましては、学びの場の延長として、体験の場、交流の場があろうかと思えます。そういった性格の違いもありますので、多様な選択をしていただけることになるのではないかなというふうに考えております。

**○24番（加藤敏彦君）**

学童保育は生活の延長と、そして放課後子供教室は学びの延長と、同じ地区の中にあるので、相談をし合いながらサービスやプログラムや日程などを決めていくということで受けとめてよろしいですか。

**○福祉部長（加賀和彦君）**

いずれにいたしましても、放課後子どもプランの中に両事業が入っているわけでございます。今まででも連携をとって進めてきておるわけでございますが、今後もなお一層連携を深めてやっていきたいというふうに思っております。

**○24番（加藤敏彦君）**

学童保育に関連いたしまして、今回の補正予算の中で草平小学校区は、町方保育園で学童保育をお願いするということが出ていますけれども、ただお願いできないところ、例えば勝幡小学校区なんかがあるんですけれども、こういうところの対応として民間でお願いするところがない場合には、放課後子どもプランの中の学校の空き教室を使った学童保育、そういうことも検討が必要だと思えますが、そういう点で検討の対象として考えていただけるのかどうか、お尋ねします。

**○福祉部長（加賀和彦君）**

私どもといたしまして、今回、補正でお願いをさせていただきましたのは、町方保育園の方の話が随分進んでおりますのでそちらの方と、それから佐屋小学校区はNPOで進めさせていただいておりますが、予算をいただきました暁には要綱等も確定をいたしまして、勝幡小学校区ですとか、そういったところにもいろいろ当たっていかねばならないというふうに思っております。

**○24番（加藤敏彦君）**

今、勝幡小学校区はどんな形で当たるかということで、一つは放課後子どもプランでは学校の空き教室を使って学童保育が実施できるという内容だと思いますけれども、そういうのも含めて当たっていくのか、あくまで定員を超えた部分は民間のそういうものかという考えでしょうか。

○福祉部長（加賀和彦君）

子供教室につきましては、実態面でいきますと平日の5時ということになっておりますので、そちらの方に行かれる方もあろうかと思いますが、やはり児童クラブの利用要求もあろうかと思っておりますので、そういった部分でこちらの方としても対策を講じていかなければならないというふうに思っております。

○24番（加藤敏彦君）

学童保育の要求は、また年々大きくなっていくというふうに考えておりますが、対応できないところについては、学校の空き教室も含めて、学童クラブはやれるということも含めての検討をまた引き続きお願いしたいということを述べて、質問を終わります。

○議長（佐藤 勇君）

24番・加藤敏彦議員の質問をこれにて終わります。

ここで13分休憩をとります。3時半から再開をいたします。

午後3時16分 休憩

午後3時30分 再開

○議長（佐藤 勇君）

会議を再開させていただきます。

次に、通告順位13番の10番・真野和久議員の質問を許します。

○10番（真野和久君）

それでは、通告に従いまして質問を2点行います。

まず第1点目は町方駅の改善について、2点目は学校施設の改善についてであります。

1点目の町方駅の改善についてであります。名鉄の町方駅というのがあります。これは私の住んでいます近くの町方町にある、津島駅からすぐ一つ目の北側の駅です。そこについてありますけれども、非常に小さな無人駅ではありますが、町方町など近隣の住民の通勤・通学や、名古屋、津島市などへの買い物などに大変よく利用されている駅であります。現在、そうした町方町地内の住民の皆さんの高齢化等もありまして、かなり高齢者の方の利用が大変ふえています。特に藤浪駅や津島駅などへ行けない、車などの足のない高齢者にとっては非常に大切な駅となっております。しかし、階段がきついので何とかしてほしいという声が高齢者の方からも出ています。また、車いす用のスロープもありません。ですので、車いすを利用されている方は、どうしても車で藤浪駅や津島駅まで行って、そこから電車に乗るということをしなくてはならないという声もあります。この際、ぜひとも名鉄と協議をして階段の改善やスロープの設置、こうしたことを検討してほしいと思います。

また、特に最近の名鉄尾西線を越える甚目寺・佐織線の跨線橋ができました。そのときに踏切の東側に南へ抜ける道路ができました。車が通り抜けをするようになりまして、特に藤浪駅ができてから藤浪駅へ車で送り迎えをする方がかなりふえました。そこで、その道をよく通ることになります。大変狭い道ではありますが、そこがふえましたので大変危険になっています。特に朝、あるいは夕方は、津島北高が近くにありますので、津島北高生がここで乗降をよくし



ます。そういう点でも非常に危険になっているという点もあります。

そうした点で二つ目として、踏切の拡幅や、また今言いました踏切の東側、これ道ができるようになりましてので、停止線の位置を変更してスムーズに通れるようにということをお願いしたいということでもあります。

また、佐織時代からそういう話もしてきたわけですが、跨線橋の高架下にフェンスに囲まれた土地があります。ここは今草が生えているだけの囲った土地になっていますが、こうしたところを例えば駐輪場にするなど、そういった利用ができないかということが三つ目です。

こうした3点について、今回、一般質問を行う予定でありました。そして先日の全員協議会の中で議長の方から、五ノ三駅との関係で名鉄で尾西線にも自動改札にかかわる仕組み、ストアドフェアというものが機械化をするという話を伺いました。これが尾西線でも来年春の3月の導入に向けて、今後、工事を行っていくということが説明をされました。この自動改札については、この前いただいた資料によりますと、自動券売機や自動改札機、またそれに伴う自動精算機、インターホン、監視カメラ、さらには案内板表示器、かなりいろいろなものが設置をされることとなりますので、かなり大きな工事になると思います。そうした工事が、今後、来年の3月に向けてやられるということでもあります。ですから、ちょうどこの機会に、ぜひとも町方駅の今までの階段の改善やスロープの設置、踏切の拡幅、さらには駅そのものも屋根の延長など、こうした改善をそれと一緒にやってもらえるように、ぜひとも名鉄の方にも要請をしていただきたいと思います。よろしくお願いします。

また、この3月に向けた工事の具体的な内容は名鉄の方から聞いているのでしょうか。その点についても答弁をお願いします。

2点目は、学校施設の改善についてであります。

この施設の改善については耐震にかかわるような問題や安全にかかわる問題で、幾つかちょっとばらばらに3点ほど質問いたします。

まず第1点目は、校舎の耐震改修の問題です。

きのうも榎本議員が質問いたしました。この前も新聞報道などで4月1日に、なかなか学校の耐震化が進んでいないということで、4月1日現在で耐震化率が全国で58.6%、また昨年が54.7%ということで、ほとんど進んでいないという報道がありました。

また、以前中日新聞等では、この西尾張地区の学校の耐震化の進捗状況を比較したものがありましたが、そうした中では愛西市はあまり進んでいないように見えました。しかし、東海・東南海地震、さらにはあるかもしれない直下型の地震等、そうしたことに対応していくためには早急にこうした工事をしていかなければなりません。そうした点で、この愛西市内における小・中学校の校舎等の耐震化の進みぐあい、また完了までの計画についてお尋ねいたします。

それから二つ目の問題として、これも災害対策にかかわる問題であります。二つ目はガラスの飛散防止などの対策をとということです。

耐震改修を行うということと同時に大事なことがあります。耐震改修によって校舎、体育館などの構造的な強化が図られるとしても、しかし、例えば阪神大震災や中越地震などでもガラ

スや、あるいは外壁などの飛散や崩落が起こっています。耐震改修で建物の強度が増しても、ガラスや壁、天井、あるいは蛍光灯等、こうしたものが飛散・崩落が起こるし、また設置されている備品等の転倒にも注意をしていかなければなりません。このような非構造材の安全チェックや対策は、この愛西市においてどのようにとられているのかについてお尋ねします。

また、学校校舎は特にガラスが多く、災害時の飛散によるけがの可能性も強まってまいります。そうした点で飛散防止フィルムなどの対策をしていくことが必要だと思いますので、ぜひともそうしたことについて質問いたします。

それから三つ目として、普通教室の冷房化についてであります。

昨今の温暖化で30度を超える日も大変多くなりました。普通教室への冷房の設置の要望も保護者の方からもよく聞かれます。愛西市は、田畑も多く田園地域で比較的涼しいこともありますが、それでも例えば梅雨時や風が強い日には窓があげられないこともあります。蒸し暑いときに窓をあげられないと、非常に教室の温度も上がるということで、また湿度も高いということでも過ごしにくいという声も学校の方からも伺いました。

京都市では、昨年、小・中学校の全校を冷房化いたしました。このように全国的にも冷房化や扇風機などを設置するところがふえていますので、ぜひとも愛西市でもエアコンなどの導入をお願いしたいと思います。

合併前、佐織のときにもこのような質問をしてまいりましたが、そのときには、耐震改修とともにこうした冷房化について検討をしていきたいということが佐織町の回答としてありました。2003年度に耐震改修のときに環境に配慮した空調施設、例えば夜間電力活用型などの空調施設の設置を一体として行う場合に国庫補助対象となるということもありましたので、そうしたことも含めて検討がされていたと思いますが、この愛西市における耐震改修においては、残念ながらこうした空調施設等の整備ということはやられておりませんが、ぜひとも愛西市においても耐震改修と同時に冷房化等の導入を考えられないものか、お尋ねをいたします。

以上で壇上からの質問を終わります。あとは自席に帰って質問を続けます。

#### ○経済建設部長（篠田義房君）

それでは、私の方からは名鉄町方駅の改善についてと題してお尋ねの件で御答弁をさせていただきます。

まず1点目の、階段をスロープにという御質問でございますが、こちらにつきましては名鉄の方へ確認をさせていただきました。それで、町方駅につきましては、自動改札機の導入に伴いまして、駅舎といいますか、ホームの改善を行っていきたいとのことでもございました。計画年度といたしましては、19年度中を予定いたしているとのことでした。その際に、議員御質問の階段の関係についても、スロープ化の設置を行えたらなあというお考えがあるということをお聞きいたしました。

それから踏切の拡幅についてでございますが、こちらについてはいろんな諸条件がついて回りますので、現状としては困難であろうかと思っております。

また、踏切の東側にございます停車線の位置の変更についてもお尋ねでございますが、これ

も一般質問をいただいた日、すぐ私も現場の方を見に行かせていただいて、議員にもお会いした経緯があるかと思いますが、翌日、即津島警察の方へ現状を伺いに参りました。お聞きしましたところによりますと、あの停止線というのは踏切の前で一たん停止をしてくださというための規制であるということから、それを後ろへ下げることはできないというようなお答えをいただいてまいりました。御理解をいただきたいと思います。

それから高架下の用地の関係でございますが、これにつきましては所有が愛知県ということに相なりますけれども、これにつきましては当愛西市の方からも、名鉄が駅舎、ホーム等の改善をする場合に、高架下を駐輪場として利用していきたいので便利で使い勝手のよい形になるようにという要望をいたしております。

それから自動改札機の導入の件は、議員も御質問の趣旨の中で言うておみえになりますが、6月1日の全員協議会の中でお話をしたとおりでございます。こちらの関係についても、名鉄の方へスロープ等のバリアフリー化の考え方についてお尋ねをしたところ、先ほども申し上げましたように駅舎といいますかホーム、そういった改善に向けて考えていきたいという御返事をいただいておりますので、さらなるこれからも要望をしてみたいというふうに思っております。

それで、具体的な工事の方法について聞いているかという御質問でございますが、これについては今現在は伺っておりません。名鉄の方へ状況等を電話でお話をしている際に、近いうちに協議といいますか、伺いたいというお話は伺っておりますが、今現在、具体的な工事方法、工事の仕方については伺っておりません。以上です。

#### ○教育部長（水谷洋治君）

私の方からは、校舎の耐震改修についての進みぐあい並びに完了までの年計画等について御答弁をさせていただきます。

本年4月29日の中日新聞の尾張版でございましたけれども、西尾張地区の学校におけます耐震補強工事の進捗状況が掲載されておりました。この記事につきましては、耐震補強工事が完了した学校数の掲載でございました。愛西市におきましては、新聞記事とは異なりまして、学校単位で補強工事を進めておるのではなく、必要度の高い棟から順次進めてきております。完了までの計画年次等につきましては、昨日の榎本議員さんの御質問にもお答え申し上げましたけれども、市内19校の校舎並びに体育館は全部で92棟ございます。そのうち43棟につきましては、昭和57年以降の建築物であったり、また合併前に補強工事が施工されておまして改修が必要ありません。合併後に補強工事が施工されたのが22棟でございますので、改修が不要な棟数を含む耐震化率につきましては70.7%となります。改修の最終年度といたしましては平成22年を予定いたしておまして、19年度以降必要な予算の額といたしましては12億9,900万円ほどを見込んでおります。

次に2点目の、ガラスの飛散防止対策についてのお尋ねについて御答弁をさせていただきますけれども、このガラスの飛散防止につきましては、校舎は、耐震補強で壁増設工法を施工した箇所については強化ガラスに取りかえをいたしました。体育館につきましては、これから耐震

補強工事を施工するところがほとんどであります。施工する場合には、飛散防止フィルムを張る方針で進めております。しかしながら、天井の落下防止とか備品の転倒防止などにつきましては、まだ施工をいたしておりません。市といたしましては、財政が厳しい中において校舎とか体育館の耐震補強工事を最優先課題と決めて進めておりますので、何分御理解がいただきたい、よろしくお願い申し上げます。

次に、学校施設の冷房化についてのお答えをさせていただきます。

エアコン導入を耐震補強工事と同時に行う考えはないかということでございますけれども、市内の小・中学校におきますエアコンが設置されている教室は、佐織中学校を除きまして、パソコン教室、図書室などの特別教室しかございません。愛西市におきましては、児童・生徒の安全を第一に考えまして耐震補強工事を最優先として取り組んでおります。今といたしましては、耐震補強工事が終了した後に空調設備整備を実施したく考えておりますので、何分御理解賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

#### ○10番（真野和久君）

それでは、再質問を行ってまいります。

1点目の町方駅の改善については、今、部長の方から名鉄の方も改札導入に伴ってホームの改善を行いたいということで御答弁がありました。大変うれしく思います。今後、ぜひとも名鉄と連絡を密にとりながら改善の方向をお願いしたいと思っております。

踏切の拡幅と東側の停止線の問題についてもう一度お尋ねをしますが、踏切の拡幅に関してはさまざまな条件があって現状では困難という話でありましたが、具体的にどういう問題があるのでしょうか。

#### ○経済建設部長（篠田義房君）

議員も御存じかと思うんですが、例えば踏切だけ広くするということは通常許されませんので、当然その踏切へ入る両側の道路が踏切の幅と同じように拡幅をされていなければ名鉄側も踏切の拡幅には応じないような形に、これはどこの踏切でも一緒でございますが、現状を見られると、とりわけ東側の関係については難しいのではないかとこのように思っております。

#### ○10番（真野和久君）

東側が狭いということですか。けど、明らかに踏切の方が道路よりも広い部分になっているというふうでは、見てもそうなっていると思うんですけれども、違うのでしょうか。

#### ○経済建設部長（篠田義房君）

先ほども申し上げましたように、その踏切へ入る両側の道路幅が踏切の幅より広い状況になっていないと難しい面がありますので、先ほど御答弁をさせていただいたようなことから困難という回答をさせていただきました。

#### ○10番（真野和久君）

もう一度きちっと、東側は狭いんですね。西側は明らかに歩道の部分だけ、確かに車道はそれほど広くはないですけど、歩道の部分だけは踏切の方が明らかに狭まっていますよね。それで狭くなっていて、そのまま東側に来ているという状況で、また東側は、ある意味路側帯の部

分だけは十分あると思うんですけれども、違いますか。

**○経済建設部長（篠田義房君）**

先ほど申し上げたように、用地の関係が第一であります。それと、その踏切の拡幅に伴って当愛西市の方への費用負担についても、金額は今ここで幾ら幾らとは申し上げられませんが、金額的な負担も大きいというようなことから困難と申し上げました。よろしくお願いたします。

**○10番（真野和久君）**

金額的な問題については、例えば勝幡の踏切の改善のときにも100万とかウン百万とかかかるといような話を聞いたことはございますが……。

〔発言する者あり〕

1,000万……、かなりかかるという話は聞いたことがありますけれども、かなり狭いということで、ぜひとも今後考えていただきたい。特に今回の改札の関係でいくと、駅の長さとかも大分変わってくるんじゃないかというふうに思うんですが、またぜひとも名鉄との関係の中で聞いていただきたいと思います。

そして停止線の問題ですが、確かに一たん停止線は踏切の停止線ではあるんですけれども、ただ、西側からの車が右折して南の方へ行く場合が結構あって、そこで東側から来た車との関係で、いっぱいまで入って行って、なかなか身動きがとれなくなってしまうというような話も聞いています。だから、停止線として踏切前から変えられないということであったとしても、何かもうちょっと手前でとまってもらうような対応のやり方というのはないですかね。いわゆる斜線で枠を囲って停止しないでくださいみたいな感じのというのは、よくありますね踏切前なんか、そういう形とかというのは対応できないんでしょうか。

**○経済建設部長（篠田義房君）**

議員、追い質問で言うておられますけれども、私も実は津島警察へお伺いした折に、ちょうどその現場へ行ったときに議員ともお会いしたということで、お会いしているときに、現実にたまたま私どもがおったときに、停止線じゃなくて一步控えて車がとまっていた実情も警察でお話ししたんです。だけど、それは運転手の判断であったけれども、私ども公安の規制としては、踏切前の停止を促すために停止線で「止まれ」の表示をしているんであって、それがいかんということになれば、あそこの箇所については右折禁止にせざるを得ませんよと、そういうきついお言葉まで実際はいただいてきたんです。それは翌日でしたので、実は佐屋駅の方がちょうど名鉄と並行して、側道と言ったらおかしいですけど、市道があります。私も佐屋駅の方の踏切、それからもう一本、北側に「エスペリア」というマンションがありますよね、あの踏切のところも見てきましたし、それからこちらへ来ますとちょうど本庁から西へ行くときに踏切があります。議員もお帰りの際に見ていただいたらいいかと思うんですけど、警察が言うように、やっぱり踏切前に停止線があつて、「止まれ」と書いてあるんです。それで、そういったような状況も自分の目で確認した上で、きょう、こういった御答弁をさせていただくのもやむを得ないかなあというのが自分の気持ちで、そうお答えをさせていただきました。ただ、自

分の気持ちだけではいけませんので、現実には津島警察の公安では先ほどお答えしたような回答をいただいていたのでそういう御答弁とさせていただきます。よろしく願いをいたします。

#### ○10番（真野和久君）

なかなか難しいということはわかりましたが、現実にはそういうふぐあいがあって、右折禁止にされてしまうと、また今度は生活上困ってくる方も見えてしまうので、その点はならないようにしなければならないと思いますけれども、今後、またぜひとも考えていただきたいと思います。

次に、学校施設の改善の方についてお願いをしていきます。

校舎の耐震改修についてであります。今、この耐震改修に対する国等の助成のあり方というのはどういうふうになっているのでしょうか。

#### ○学校教育課長（山田喜久男君）

私の方からお答えをさせていただきますのでお許しをいただきたいと思います。

補助金の関係についてのお尋ねだと思います。17年度までについては「施設整備補助金」という名称の補助金がありましたけれども、18年度より国の方では「安心・安全な学校づくり交付金」という名称に変わっております。それで、このトータル的な交付金という制度に変わってきたということがございますけれども、内容についてはほとんど変更がございません。それで、耐震工事につきましては、校舎が3分の2、体育館については2分の1の補助ということがございますので、よろしくお願ひします。以上です。

#### ○10番（真野和久君）

そうすると、そうした中で、あとそれ以外のもの、市が負担します3分の1、体育館についての2分の1というのは、基本的に市が当然負担していくわけですが、これについて、例えば特例債等というのは今後も考えていかないということでしょうか。

#### ○企画部長（石原 光君）

財源の関係での御質問でございますけれども、国等の補助金の関係について、今、学校教育課長が申し上げたとおりでございます。これは17年度から私ども市といたしましても合併特例債を借り入れしております。いわゆるその補助裏分という形で17年度、18年度、また今年度予算の折にも議会の方へ御提案申し上げておりますけれども、特例債を活用して事業を整備していきたいという考え方でおります。

#### ○10番（真野和久君）

次に、ガラスの飛散防止の問題について行きたいと思います。

先ほどの答弁の中で、飛散防止フィルムの問題では、とりあえず体育館については、飛散防止フィルムをこれから体育館の耐震工事とともに張っていくという話になっていました。校舎については、耐震改修後にそういうことをやっていきたいという話でしたが、学校の校舎というのは普通の建物に比べても窓ガラスが非常に多いんですね。教室の表と、それから廊下と教室の隔てがあって、それからまた廊下があって、本当にガラスの対応ということは考えてい

かなければならないというふうに思っています。そうした点で、耐震改修をした後にこうした対応をしていくという話で、耐震改修を優先するという話でありましたが、ただ地震等の問題というのはいつ起こるかわからないということもありますので、できるだけ早く対応をしていくことが必要だと思います。飛散防止フィルム、あるいは強化ガラスでの対応は確かにお金がかかるという点もあるんですが、やはり子供たちのけがとか、そうしたものについて考えていかなきゃなりませんので、ぜひとも早急にやっていただきたいというふうに思っています。

例えば、ほかの議会なんかでも提案としてあったりするの、確かにフィルムを張るのは業者にやってもらうということもあるんですけども、自分たちの教室を自分たちで何とか安全にしていこうということで、例えば子供たちとか、親御さんたちとか、ボランティアの皆さんとか、学校の防災教室みたいところで、防災を学ぶということも含めてそういうガラスフィルムを張ってみようとかいうようなやり方等もやりながらやっていくということはどうでしょうか、それについてお願いします。

#### ○教育部長（水谷洋治君）

教室におけます飛散フィルムを張るという、御提案としては本当に結構な御提案かということだと思いますけれども、ただ、子供の背、また親の身長ぐらいのところまでについてはそれほど危険度が伴わないということは考えられて、なおかつ親さんと一緒ということになれば、試みとしては非常によい試みだとは思いますが、要はまだ天井までの間にガラスがございまして。そういうような中で、親子で張る場合に危険の関係も伴ってまいりますので、御提案としては本当にいい御提案かと思えますけど、ちょっと言葉が出にくい面もあるかと思えますので、その点、御理解いただきたいと存じます。

#### ○10番（真野和久君）

できるだけ早く、例えばそういったことも今言いましたけれども、いろんなあらゆる手段を講じながらやっていっていただきたいというふうに思っています。

それから、先ほども非構造材の安全チェックということで話をしましたが、天井落下の問題とか備品の転倒などについてはこれからだと、それについても耐震を優先したいというふうに答弁がありました。ただ、例えば学校で言うと、毎月のように遊具の耐久性とか、あるいは学校の中での危険な箇所のチェックとかというのはやっていると思うんですけども、そうした中にこうした耐震に関係するような問題をチェックしながら、やれるところから対応していく。天井の改修やなんかはなかなか難しいかもしれませんが、例えば備品の転倒の防止とか、そうしたことはちょっとした改修でやっていけるはずですので、そうしたチェックとかというのはやっていくことはできないんですかね。

#### ○教育部長（水谷洋治君）

この関係については、家庭的なこととも同じだと思います。議員さん、このように御提案をいただきましたので、一応学校サイドとも話をして考えてみたいと、このように考えます。

#### ○10番（真野和久君）

こうした問題について、例えば北海道庁なんかでは、学校一つの防災点検マニュアルとかい

うのをホームページでも見られるんですが、そうしたものをつくって学校に対して防災上の点検項目なんかを列挙しながら対応するというようなこともやっています。ぜひともそうしたものなども参考にしながら、それぞれの学校の中でそうした防災上の安全のチェックをしながら、できるものから改善をしていくような対応をお願いしたいと思いますが、どうでしょうか。

**○教育部長（水谷洋治君）**

この件につきましても、協議の中でいろいろ話し合っただけで進めていけるものから進めていきたいと思っております。

**○10番（真野和久君）**

ぜひともそうした点について検討をお願いしたいと思います。

それと三つ目の冷房化の問題についてですが、愛西市では佐織中は建てかえたということで、今、各教室全部冷房が入っているという状況になっています。その一方で、この前、資料をいただいた中で、佐屋中学校に扇風機20個というのがありますけど、佐屋中学校での扇風機の導入の経緯というのはどういうものだったのでしょうか。

**○教育部長（水谷洋治君）**

私もこの表を見せていただきまして感じたわけございまして、ちょっと担当に確認をいたしましたところ、昨年度におきましてPTAの方から学校に対して業務用の扇風機が1クラス1台の割で20台、御提供いただいたということをお聞きいたしました。

**○10番（真野和久君）**

じゃあ、PTAから寄附という形で行われて設置されたわけですね。これは活用されているのでしょうか。

**○教育部長（水谷洋治君）**

どういふわけか寄附願というのは書類的には出ていないようございまして。ただ、こういうようなことで学校で保管いたしておりますので、今年度も温度等が上がってくれば活用をしていくことになるかと思っております。

**○10番（真野和久君）**

そういった方が見ると非常にいいんですけども、なかなかそういうわけにもいかないでしょうから、地域によっては冷房の風はあまりよくないんで扇風機などでというような話をされているところもありますけど、そうした寄附があるということ自体、今の学校の教室そのものが暑いという証拠だと思います。やはり子供たちにしっかりと勉強に取り組んでもらうということにおいても、冷房化の実施というのはできるだけ早く行っていただきたいと思っております。そういう点で、その耐震補強と同時に冷房化、空調施設を導入することというのはなかなか難しいのでしょうか。

**○教育部長（水谷洋治君）**

口では簡単に言えますけれども、いずれにいたしましても、学校数も多うございまして経費等もかかります。そういうような中で、この事業ばかりではございませぬ。市全体的なことも考えまして、まずは身の安全ということで耐震補強で取り組まさせていただきますので、



気持ちとしては忘れることができませんので、ある程度辛抱できる範囲内におきまして事を進めていきたいと、このように考えております。よろしく申し上げます。

**○10番（真野和久君）**

ただ、一体的に工事をやれば、例えば19校あるということで、なかなか愛西市の中で一度にエアコンの設置とかというのをやっていくことは難しいというふうに思います。それはやればもちろんいいですけど、そうなってくると、今後、耐震改修をしていくところから設置をしていくというお考えは、確かにその時々々の工事費としてはお金はかかりますけれども、今後、耐震改修が終わってから、さてこれからもう一遍全部に対して空調設備の工事をやっていくということになりますと、結局、総体的に言うと、そっちの方がお金がかかってしまうんではないかというふうに思うんですが、そういうところについてはどのように考えていますか。

**○教育部長（水谷洋治君）**

耐震改修につきましても、今、計画を立てて事を進めてきております。途中で割り込むというようなことになると、今までやってきた学校との関係もございまして、お気持ちとしては本当にわからんことはないですけど、その点で御理解が賜りたいと存じます。

**○10番（真野和久君）**

途中で割り込むと言ったって、そうした方針になってくれば当然やっていくんだし、いずれは回り回って全部にやっていきますよというふうになれば、今まで耐震改修をやったところが何でうちはという話で、だからやれないというのもどうかと思うんですが、そうした点で、その辺はきちっとした計画を立てながら、納得をしていただきながら進めていくことをやっていけば十分やれると思うんですよ。やはり全体的なことを考えれば、今からでも、今年度、あるいは来年度からでも空調も含めた計画にしていくことは可能だと思いますので、あまりどこがやって、うちはやれなくなってというようなことではなくて前向きに考えていただきたいと思うんですけれども、どうですか。

**○市長（八木忠男君）**

空調の件でお答えをいたします。

旧佐織の例も挙げていただきました。状況は、合併をして、今、全体の事実は見ておっていただくと思います。アスベスト、耐震などなど大きな経費をもって進めなくてははいけません。安心・安全を第一に進め、快適はその次という考え方でおりますし、担当が申し上げました、本当に我慢していただくところは、それぞれの御家庭でもそうでありましょし、今、市としての考え方は、そうした考え方で進めたいと思っております。

**○10番（真野和久君）**

我慢していただくということとは別に、トータル的な経費ということを考えても、新たにもう一度全体的に改修をやっていくという方がかなり大きな費用になってくると思うんで、やはりそうした点も含めて今後も見直しも含めて考えていただきたいと思います。

以上で質問を終わります。

**○議長（佐藤 勇君）**

これで、10番・真野和久議員の質問を終わります。

ここで10分間の休憩をとらせていただき、あと1人ありますので、4時25分から再開したいと思っておりますのでお願いいたします。

午後4時13分 休憩

午後4時25分 再開

○議長（佐藤 勇君）

再開させていただきます。

通告順位14番の、最後になりましたが、21番・永井千年議員の質問を許します。

○21番（永井千年君）

それでは、3点について質問したいと思います。

まず最初に、住民税、国民健康保険税の減免制度の大幅拡充をという問題について質問いたします。

既に各地で、昨年より2倍近い住民税額にびっくりした市民からの問い合わせが市役所に殺到している様子が報道されています。愛西市でも6月8日に住民税の納税通知書が発送され、早い人は土曜日に到着をしています。月曜日、火曜日の2日間、市民税の窓口や各庁舎にどのような問い合わせが来ているのか、まずその点について御報告していただきたいと思っております。

政府・厚生労働省の調査で国民の56.3%が「生活が苦しい」と答えており、生活保護基準以下の暮らししかできない世帯は全世帯の10分の1、400万世帯を超えています。愛西市の世帯所得の実態は、これらの数字と比較してどのような数字になっているのか御報告ください。

また、17年度の個人の市民税の調定額は25億2,144万9,191円となっており、18年度の個人市・県民税の最終的な調定額と市民税の額が27億5,414万1,000円というふうな数字が出されていますが、17年度の最初の納税通知の額と比べると、この差が約2億6,657万円ほどで、既に17年と18年で増税になっております。19年度の個人の市民税の予算額は34億2,700万円となっていますが、今回、市・県民税の納税通知とされた額の合計額と市民税の額、そしてその差額、市民税、県民税合わせて市民にどれだけの負担増となったのか、正確に御説明いただきたいと思っております。

このような増税に次ぐ増税の現状に対して、市の減免規定は、旧佐屋町で30年前の1977年にできたものが合併によってそのまま受け継がれており、実際の申請による減免額は18年度では6件で28万6,500円、そのうちで所得の急減によるものは2件、3万2,600円しかなく、2件とも退職によるものと説明されています。この減免規定の前年度の総所得が150万、あるいは180万で、今年度の見込み所得がその2分の1以下などの規定では対象者はなかなか出てこないと思っております。

神奈川県川崎市では、おおよその収入金額が単親者で230万円ほど、3人家族では300万円以下の方は、申請をすれば市・県民税が全額免除されることになっています。このように、課税の入り口の段階で世帯所得が生活保護基準の1.2倍以下は、全額免除などを基準にして対象を大きく広げていく必要があります。減免規定を改善する考えはについてお尋ねをいたしま

す。

さらに地方税には、払えなくなった場合の措置として、差し押さえなどの強制徴収を行わない納税緩和措置の規定があります。地方税法の第15条では、最大2年間の分割納入と延滞金の免除ができる徴収の猶予の規定があります。また、法15条の5では、差し押さえられた財産の換価が猶予されて、延滞金も減免される換価の猶予の規定もあります。そして15条の7では、滞納処分をすることのできる財産がないか、生活を著しく窮迫させるおそれがあるとき適用され、3年間継続すると納税義務が消滅する滞納処分の停止の規定があります。これらの納税緩和措置を柔軟に適用するようにしていくべきだと思いますが、現状と市の考えについてお尋ねをいたします。

さらに、国民健康保険税も、現在1万1,884世帯のうち3,606世帯、30.3%が6割、4割、1割の減免が行われておりますが、なお合計を上回る滞納金額となっております。これは、今、市の滞納額全体の約半分となっております。17年度までの滞納額と18年度新たに発生した滞納額の合計の正確な数字を御説明いただきたいと思っております。

国保税の減免も18年度の申請減免の実績は、愛西市では災害減免が、これは火事が多いようですが、4件にとどまっています。1割減免の世帯の合計所得200万円以下の基準も引き上げていく必要があります。この200万という基準は旧佐屋町でできたものですが、できて何年になるのでしょうか。例えば、夫婦と小学生1人の3人家族の生活保護の基準は、年230万円程度となります。例えばその1.2倍といたしますと、276万円という数字が出てきます。この総所得200万についても引き上げていく必要があると思っておりますが、その考えはないかどうか、お尋ねをいたします。

それから最後に、この問題の国保税の第44条の一部負担金の減免についてであります。これも議会で何度も質問されましたが、海部津島で協議中の答弁からなかなか出ません。これは法の規定なので全部の足並みをそろえる必要はなくて、やる意思がある市町村から直ちに実施すべきだと思いますが、いかがでしょうか。再度答弁を求めたいと思っております。

大きく二つ目の問題です。小規模工事等希望者登録制度、あるいは住宅改修の助成制度の創設を。この問題も05年9月に取り上げた問題であります。最近、企業誘致による産業振興についての答弁で、市長は、地元業者もちゃんと忘れてはいませんという趣旨の答弁を行われておりますが、その具体的手法の一つとして、この二つの事業について私は提案し、質問したいと思っております。

最初の小規模工事等希望者登録制度、これは建設業法に基づく入札参加資格のない地元業者で、小規模で簡易な工事などの受注施工を希望する者を登録して、自治体が発注する小規模な建設工事や修繕の受注機会を拡大して、地域経済の活性化を図ることを目的とした制度であります。これは福島県から始まったわけですが、全国に広まっています。試しに皆さん、パソコンで検索をしていただくと、ずらずらっとたくさんヒットして各市の事例が出てきております。ぜひ読んでいただきたいと思っております。

それで、この制度は市内で6ヵ月以上営業などの最低限の条件はつけておりますけれども、

建設業の許可があるかないかだとか、経営組織形態、あるいは従業員数などは問わないとして、明確に建設業法に基づく入札参加とは区別して、すみ分けているのが特徴であります。愛知でも、例えば15年度から津島市や、あるいは大口町、さらに武豊町、そして17年度からは蒲郡市などでこの制度ができております。各市でちょっとでこぼこがありますが、例えば津島市では制度ができて5年目ではありますが、実績は10社程度が参加をして、毎年の実績も二、三件にとどまっておりますが、大口町では31社が登録して、14件で72万 8,000円とか、一番大きいのは蒲郡市で 505件で 2,860万円、つまり3万とか4万とか5万、10万、そういう非常に細かい発注になるわけでありまして。05年9月の議会でも市長は、業者はできるだけ市内という考えは持っている。提案の内容は勉強していくというふうに答弁されておりますが、勉強されたのでしょうか。勉強の成果を伺いたいと思います。私は、この制度を身近な4分庁舎の、例えば地域振興課などを窓口にしてつくっていくことを提案したいと思います。

もう一つの制度は、今は公共事業の発注という問題ですが、もう一つ、住宅改修助成制度は、これは市民が住宅や店舗の修繕や補修工事を行う際、市内の業者に発注すれば、例えば工事費用の10%を助成すると。対象も30万円以上で助成限度額が10万円ほどというところが多いようでありまして、これも地元の業者が多数参画できて地域振興に大変役立っております。例えば、この制度では 1,000万円の助成金で工事の総額はその約20倍、2億円程度のところが調べてみますと多いです。大変豊かな経済波及効果があることがわかってきました。例えば、人口が6万人程度の京都の福知山市というところでは 4,273万円の助成金で、1年間で 475件、8億 4,257万円ほどの大変大きな実績を上げています。愛西市でもできないか、答弁を求めたいと思います。

3点目です。臨時職員の労働条件の向上について。これは二、三度、臨時職員の皆さんの待遇改善の問題については取り上げておりますが、5月末現在で愛西市の臨時職員は 207名になっております。この数だけだと正職員の36%にも上ってきています。19年度予算では社会保険に23名、雇用保険に 107名が加入手続をされたと報告を受けましたが、実態について、もう少し詳しく報告をいただきたいと思います。

今、働く人の30%を超える方が非正規雇用となっております。その賃金はよくて60%程度、低い場合は40%を切る賃金となっております。やはり同一労働、同一賃金、均等待遇という考え方で、この点では自治体が率先垂範して不断の努力をしていく必要があります。

そこでお尋ねをいたしますが、愛西市の臨時職員の平均時間給は幾らとなっているのでしょうか。正職員の一般事務職、単純労務職と比較して昇給の制度、一時金、交通費、健康診断、有給休暇、あるいは特別有給休暇などの労働条件はどのようになっているのか、御説明いただきたいと思います。

愛西市の現状と、今後とも不断に労働条件を向上させていく考えはないかどうか、ぜひ市長よりこの点について積極的な答弁を求めたいと思います。以上です。

○議長（佐藤 勇君）

ここで、答弁の前に前後いたしますが、会議の延長をお諮りいたします。

質問内容等をお聞きしますと、5時までに終わる可能性が少のうございますのでお諮りいたします。

本日の会議時間は、議事の都合により、会議規則第8条第2項の規定に基づき会議を延長したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、本日の会議時間を延長することに決定をいたしました。

それでは、質問の答弁。

#### ○総務部長（中野正三君）

それでは、1点目の愛西市の世帯所得の状況の分析を述べさせていただきますが、愛西市、昨年度の状況でございますが、納税義務者におきましては3万2,546人ということでございます。均等割のみの方が3,028人、所得割と両方納められる方は2万9,518人ということでございます。内訳として、給与所得者は76.6%、営業等の事業所得でございますが5.6%、農家の農業所得の方は1.6%、その他は16.0%と、均等割のみ、家屋敷のみの方が0.2%というような分析になっております。

また、どちらにしても、愛西市の給与所得の水準といいますか、納税の額というのは県下でも市の中では低い方でございますので、その辺で分析のところも出てくるかと思っております。

それから、市民税の窓口の問い合わせとか19年度の調定につきましては、後ほど担当の方から御報告を申し上げますので、よろしく願いいたします。

それから、市民税等の減免に関する規定の御質問でございますが、議員が言われるように佐屋町時代からのものを踏襲していることは事実でございます。途中においてその額の変更はなされているようでございますが、それを引き継いでおるということでございます。市民税のみに関する減免につきましては、議員おっしゃるとおりでございます。ただ、住民税を含めました件数につきましては、18年度、これには固定とか軽自がございまして、129件の125万8,000円の減免を行っておるものでございます。

議員がおっしゃいます窓口といいますか、もう既に一定の所得に関して減免をしている自治体があるということにおいては、現時点では考えておりません。ただ、今私どもが前年所得150万、180万と言っておりますことがありますが、ここにおいても近隣の市と比べてもそんなに差があるものではないということは思っております。

そして、差し押さえ等の問題でございますが、確かに議員御指摘のように地方税法の15条の関係でそれぞれ決められております。私ども、その規定に基づいてそれぞれ対応をしている状況でございますし、滞納におきましても、それぞれ私ども収納課の職員がお邪魔をして対応させていただいている。ただ、本当にお困りな方とそうでない方、いろいろな見分け方はあろうかと思っておりますけど、私どもはそういう面接の中で対応させていただいておる現状でございます。

そして滞納の額の収納の関係でございますが、市税全般におきましては、収納課がとらえました全体の額で申し上げたいと思っておりますが、17年度におきましては調定額が11億2,938万290

円に対して収納額は1億4,761万2,093円、そして18年度におきましては、調定額11億4,431万2,970円に対して、収入としましては1億6,088万8,852円、17年度の徴収率におきましては13.07%、そして18年度においては14.06%という状況で収納の仕事はさせていただいております。

以下につきましては担当の方から申し上げますので、よろしくお願いいたします。

#### ○総務部次長兼市民税課長（寺尾信之君）

19年度の市・県民税の納付書の発送は6月8日にさせていただきまして、月曜日からかなりの数の方が電話や来庁されて、一番多いのは、収入がそんなに変動ないのに、なぜ税金がこれだけ上がったのかということでございまして、その説明としましては、住民税の方が税率が一律10%に変更になりましたということと、それから定率減税が廃止されたということでございます。その関係につきまして、所得税の方につきましては、給与所得者の方につきましては、ことしの1月から毎月の給料から所得税の引かれる額が、昨年と比べまして減額されているということでございます。それと、あと年金者等につきましては、毎月偶数月に振り込まれる額が源泉徴収税額が少なくなって支払っているということの説明させていただいております。

それと商業の方につきましては、来年の確定申告の時期に、今まで所得税の場合ですと最低税率が10%でございましたが、それが195万円以下は5%になっておるということで、所得税の税率が4段階から6段階に変更になりましたので、今まで10%が5%になりますよというような状況でございます。

その中で件数としましては、1日平均すると100件近く電話等で、きょうも一日おったわけでございますが、電話等で同じような質問が多かったような状況でございます。

それから、19年度の最初の調定でございますが、特別徴収は5月9日に発送させていただいて、普通徴収は6月8日に発送させていただきました関係上、今はいろいろ修正等がございまして、6月21日に修正をかけた後に普通徴収と特別徴収ごとに最終的な調定を出させていただいて、それに近いような数字で調定をやりたいというふうに考えておりますので、もうしばらくお待ちいただきたいと思っております。

それと、18年度の当初予算が25億ちょっとということ、最終調停が27億というようなことでございましたんですが、この関係につきましても、当初予算を計上する場合に歳入欠陥になってはいけませんので、ある程度平均税率を利用させていただいて、19年度は18年度の数字を利用させていただいて、ごくわずかですけれども、ちょっと低目の調定をさせていただいておるといような状況でございます。

19年度の調定は34億2,700万円ということでございますけれども、18年度と比べまして約8億7,000万円の市民税の調定が増額になっているような状況でございます。以上でございます。

#### ○経済建設部長（篠田義房君）

それでは、私の方からは小規模工事等の希望者登録制度、それから住宅改修助成制度の創設ということでお尋ねの件で御答弁をさせていただきます。

議員御質問の中で、勉強したのかと、厳しい御指摘もいただきましたけれども、この小規模

工事等希望者登録制度につきましては、インターネットの検索、それから近隣市の一部に聞くなど、私どもなりの勉強はさせていただきました。実は本日も持って上がっておりますが、これはほんの一部ですけれども、ペーパーレスではなかなか頭に入りませんのでペーパーにしてきょうも持ってきておりますが、全国の自治体の中で 264 余ほどの自治体が、議員おっしゃってみるとおり取り組んでおみえになるのは事実でございます。それで、中身をずうっと見させていただきましたけれども、例えば津島のように 50 万円以下とか、ほかの 30 万円以下と、そういうところが大半でございますが、20 万のところもあれば、随契の範囲内の 130 万円以内としてみえるところも、いろいろございます。

議員御質問の中で指名参加申請をしていない云々のお話も出ましたけれども、例えば今、私が手元に行っている資料を見ますと、指名願を提出している方に限るとか、市町村によってまちまちであります。そうした状況、それから議員は津島市の例も質問の趣旨の中で述べておみえになりますが、実は私どもも津島市へお聞きをいたしました。年間二、三件で、契約金額も 10 万から 20 万の間ということでした。犬山市は、年間の契約金額をお聞きしましたが、17 年度では 10 万円弱と、18 年度は 30 万円以下であったということでした。お隣の稲沢市なんかについてはまだ実施していないということですし、合併が同じ時期でありました清須市も実施はしておみえにならないとのこと。こんなような状況も調べさせていただきました、そういうトータル的な状況の結果、当愛西市としては登録制度につきましては、現在のところ考えてはいないという御答弁にさせていただきたいと思っております。

それから、住宅改修助成制度の関係も御質問をいただいておりますが、これは合併して京丹後市になりまして、その前の細野町に議員がお勧めのようなこういう制度があったようでございますが、京丹後市になりまして個人的な財産をなぶることに助成するのはいかがなものかということで、京丹後市になってからはこの制度は取り入れてみえないやに聞いております。そういったこともありまして、この制度につきましても、当愛西市としては現在のところ考えていかないという結論に達しましたので御報告をさせていただきます。以上であります。

#### ○総務部長（中野正三君）

それでは臨時職員の関係でございますが、社会保険、昨年の御指摘の中で私どもとしては、この 4 月からそれぞれの加入資格者を的確に把握して加入に至っております。健康保険、厚生年金の加入者につきましては、16 年度以前は 2 人で行ってございましたけど、17 年度が 8 人、18 年度が 5 人、そして今年度におきましては 8 名という形で、この累計で 23 名が現在の加入者でございます。

雇用保険におきましては、17 年度が 35 人、18 年度が 13 人、19 年度が 59 人、現時点で 107 名の加入という形でございます。

その他の労働条件の中で 1 時間当たりの御質問もございましたので、お答えを申し上げたいと思っております。資格を有する者におきましては、介護の関係から保健師までいろいろございますが、900 円、1,000 円、1,300 円、1,400 円というような形で、初めの雇用の 1 年間の額はそのような 1 時間当たりのものを定めております。そのほかは 750 円という形でございます。こ

これは事務職を含めて 750円から始めております。それで、1年勤務をされた場合においては10円ずつ、15年を上限として加算をしていくという形で今現在行わせていただいております。

御質問の通告書の中に一時金とあったものは、多分期末勤勉手当のことかと思えますけど、この制度においては条例では規定しておりませんので対応はしてございません。交通費というのは多分通勤手当のことだろうと思えますけど、この通勤手当においても私どもとしてはこの規定の準用は行っておりません。ただ、出張を命ずる場合においては、その出張旅費においては市の条例を準用させていただいております。あと健康診断におきましても、正規の職員と同じような形で行ってもらっております。有給休暇は、労働基準法に定めのあるとおりにさせていただきます。特別休暇は、規定を設けてございません。

いずれにしても、現在、臨時職員が 207名ございますが、このうち教育アドバイザーとか非常勤の学校の講師の方が29名、実際私どもが今申し上げた金額でお願いをしているのが 178名ということでございます。

勤務条件、労働条件等の御質問でございますけど、いろんな意味で今後の中でさまざまな問題、人手不足といいますか、それぞれ病気休暇とか、いろんなことで手助けをいただく方々について、私どもとしては、その処遇については慎重に考えていきたいと思っております。以上でございます。

#### ○市民生活・保健部長（八木富夫君）

大変前後いたしました。国保税の減免について私の方から御答弁をさせていただきます。

1割減免の世帯の合計所得 200万以下の基準も引き上げるべきではないかという御質問でございますが、国保税の減免につきましては、御指摘の1割減免につきましては、災害等の要件のほかに低所得者世帯に対します減免施策として行っておるものでございまして、現在のところ基準としております所得金額を引き上げる考えは持ち合わせておりませんので、よろしくお願いを申し上げます。

そして、議員お尋ねの平成17年度及び18年度の滞納額でございますが、まず平成17年度の滞納額は5億 8,006万 8,028円でございます。そして、18年度におきましては7億 446万 4,839円となっております。

次に、国保法の第44条の一部負担金の減免についてでございますが、こちらの方の関係につきましても、議員おっしゃっていただきましたように、海部津島の地区において早くから統一的な考え方で協議を続けてまいりました。ですが、海部津島一本で行うことがかなり困難な状況でございます。そうした中で、本年5月10日に、まず津島市及び弥富市、そして私どもの愛西市の三つの市でまずは進めていこうという方針確認がされました。したがって、統一的な内容を進めるべく、現在、実施に向けて事務の方を進めておりますので、よろしくお願いを申し上げたいと思っております。

なお、実施時期につきましても、来年度、平成20年度から実施に向けられないかというようなことで現在調整をしておる状況でございます。以上でございます。

#### ○21番（永井千年君）



それでは再質問をいたします。

まず、今、市民税課長が報告されましたように、一日 100件を超える大変な問い合わせが殺到していると。どちらにしても定率減税の分はふえるわけでありまして、営業申告者については、まず市民税が倍になるということで大変な事態であることには間違いないというふうに思いますが、先ほども総務部長が現時点では考えておりませんと、減免規定についてであります。150万、180万は近隣と差があまりないということでありまして、近隣と比べるとという発想では市民の要望には十分にこたえられないと思います。今度の新しい増税の事態に対してどういう方法をとっていくのかという考え方で、ぜひ積極的に対処をしていただきたいというふうに思います。

まず何よりも、収納課とも話をしましたけれども、払えないような状態の方に重い税金をかけると、収納課が走り回るということに、一たん課税すればなるわけでありまして、まず入り口の段階でちゃんとした減免規定を設けていく必要があるというふうに思います。その点で次の項目で質問しました納税緩和措置については、生活保護と、生活を著しく窮迫させるおそれがあるときは、例えば税務署員向けの解説書、税務大学の講本では、滞納処分すると、生活保護法の適用を受けなければ生活を維持できないと認められる程度と、自治大学の教育資料でも生活保護の適用基準に近い生活程度のとくと、これが滞納処分の停止の条件になっているわけなんですね。これは15条を適用して落としていくと、不納欠損でということになるわけでありまして、一方で課税をしておいて、もしこの規定を適用するというのであれば、最初から課税の段階でこれと同様の規定できちっと減免をして払える税金にしていくということが必要ではないかと思えます。そうすれば、例えば収納課の業務についても大変スムーズにいく面が出てくるだろうと思うんですね。その点、この減免の規定と徴収の猶予、換価の猶予、滞納処分の停止というものは一体としてやっていく必要があると思えますが、そうやって滞納処分の停止の方ではそういうことが明確な基準として出していながら減免の規定ではそうっていないという、この現状はぜひ変えていただきたいと思えます。

京都府では、この滞納処分の停止の基準は明確に設けておりますし、それから例えば川崎市では、おおよそその収入金額が単身者で230万円程度、3人家族だと300万円以下の方は、申請をすれば市・県民税が全額免除されることになっているんですね。このように全国では進んだ制度もあるわけでありまして、収納課の職員が苦勞して、基準がないから不納欠損についても、確かに18年度については延べ1,002人、特に滞納処分することによってその生活を著しく窮迫させるおそれのとき、15条の7の第1項第2号の規定では、791人がこれを適用して不納欠損を行ってあって、その額たるや全体の主な金額になっておりまして1億1,480万1,692円という大きな数字に、収納課でこのようになっておりますが、これについても明確な基準を、生活保護基準の1.2倍程度ということで基準をしっかりと設ければ、すごくそういう点で納税者とも対話がしやすくなるし、やりやすくなるのではないかというふうに思えます。ぜひ減免制度を、滞納処分停止まで含めて、生活保護基準の1.2倍程度と、決して納税者の中に、先ほど言いましたように全国では世帯数の1割が生活保護基準以下というふうになっておりますから、

愛西市でもその程度、2万世帯ですから2,000世帯程度は生活保護基準以下という世帯が平均であればあるはずなんですね。その点で、ぜひそうした考え方で、今の制度を本当にもっとたくさんの方が使えるような制度に改善を図っていただきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

**○総務部長（中野正三君）**

川崎市にしろ、京都府にしろ、それぞれでそういう制度をつくってみえるというような御案内をいただきました。ただ、最初に私自身申し上げましたように現時点で今のものを、例えば今年度から直すよというような考えは持っておりません。ただ、今の状況、確かに今年度、税源移譲という形のもとで私どもの市税に所得税が振りかえられたということは事実でございます。この中で、私どもとしてはいろんな意味の勉強をさせていただきなきゃならんというふうに思っております。ただ、何度も申し上げますように現時点での対応という形は考えておりませんので、よろしく願いいたします。

**○21番（永井千年君）**

それでは、その減免規定の中で災害その他特別な事情がある者と市長が判断して、市長が必要と認める額を減免できるという、現行の減免規定の中にありますよね。今直ちにに変わらないということであれば、現行の規定を柔軟に運用する必要があると思います。

それから、減免規定を広報などにほとんど載せたことがないということも聞いておりますので、ぜひ広報などにも載せるべきだというふうに思いますが、いかがでしょうか。

**○総務部長（中野正三君）**

過去、今の災害の面におきましては、火災等における減免は確かに行っております。今、広報のこともありましたけど、今後の中で考えさせていただきたいというふうに思います。

特別な事情といいますのは、具体的には現在の所得の縛り以外の感じだと思いますけど、この運用としては、条例のつくり方、御無礼な話でございますけど、私どもとして永井議員が予測されているような所得の水準を上げるというようなことはその他に中に入れてございませんで、よろしく願いいたします。

**○21番（永井千年君）**

ぜひ積極的にこの制度、現行を変えないならば現行の制度を柔軟に運用して、市民にきちんと知らせてやっていただきたいと思っております。

それから国保税の44条についてでありますけど、これは来年4月1日から3市でまず先行するという話を聞きましたが、3市だけなんですか、町村はやられないんですか。

私は、3市はすぐにやって、他の海部郡の町村は来年4月からではないかというふうに勝手に思い込んでおったんですが、どっちにしてもそう難しい話じゃありませんから、申請書を窓口きちっと置いて、相談があったときには対応するということでもありますから、そんなに条例をつくらたりして新しい制度をつくるということでも、現に法の規定にあるわけでもありますから、申請書をつくって直ちにできるんじゃないかと思っておりますが、いかがでしょうか。

**○保険年金課長（水谷辰也君）**

国保法の44条の一部負担金の減免についてのお尋ねでございます。先ほど部長の方から答弁をいたしましたとおり、先行して3市で実施に向けて調整をしていこうという話し合いをいたしまして、その旨については、海部郡の町村へはそういう動きで動いていくというふうに申し上げております。

いずれにしても、法の規定上、既成の規定の詳細についての事柄の実施でございますので、なるべく早いうちという担当としては思いでおりますので、よろしくお願いいたします。

#### ○21番（永井千年君）

小規模事業の問題と住宅改修の問題ですが、京田辺市では、私が見たホームページでは、市民に人気の住宅改修助成制度だから、今、京丹後と言われましたね、京都の例で言いますと、京田辺市では継続をするということでもありますので、これは廃止されるところもありますけれども、この制度は有効だということで新しくつくられているところもあります。ですから、もう少し全国の状況、特に工事金額の件数や売上げの大変多いところを研究していただいて、ここで勉強をストップしていただかないで、ぜひ継続してこの問題については勉強、研究して行っていただきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

#### ○市長（八木忠男君）

小規模工事等の御質問でございますが、これは担当がお答えさせていただきました。他の状況も調べさせていただき、せんだっても東京での全国市長会で、ことしの4月1日現在、782の市があるそうです。そして827の町、195の村、そして東京23区、1,827が全国に市町村区としてあるわけでありまして、その中、それぞれの自治体でそれぞれの施策、運営がなされております。先ほど来、いろんな地域の状況も私どもも勉強しておりますし、この点については、もう皆さん方御承知だと思いますが、ふるさとづくりの交付金の中でも年間1,000万円以上の、それぞれの地域でこの交付金を活用しておっていただくわけでありまして、どれの事業、あるいは修理・修繕、設備をするというような事業を進めておっていただく中でも、私が見ている範囲では数十社、20社、30社のいろんなそうした地元の地域の皆さん方、事業経営者の方々、この事業について工事等をおっていただくわけでありまして、まずそうしたところからも地元育成という考え方で、また協力できることはというような考え方でおりますし、今、制度として私ども改めてつくるという考え方は現在持ってございません。担当が申し上げたとおりでございます。

#### ○21番（永井千年君）

市長にちょっと確認をしておきますけれども、130万円以下の随契の金額ですね。今の答弁は、小修繕や小工事についてはきちっとすみ分けて、地元の零細業者にも、制度はつくらないけど、今後も発注をしていく努力は続けていくというふうに理解してよろしいでしょうか。

#### ○市長（八木忠男君）

これはそれぞれの地域の総代さん経由で上がってくる内容でございますので、例えば立田さんのA地区のトタン板を、あるいは屋根を修繕する、地元の判断でございますので、市がそれをあつせんとか、そういうことはございません。

○21番（永井千年君）

じゃあ、臨時職員の問題について最後に質問いたします。

愛西市の一般事務職の時間当たりの賃金は750円という数字になっています、先ほど報告がありましたように。例えば、他の市を調べてみますと、一般事務で短期ということで調べてみますと、瀬戸が800円、西尾が850円、半田が815円、蒲郡が860円、知立が940円、岩倉が860円ということで、ほとんどのところが時間当たり800円台なんですね。その点で愛西市の750円というのは非常に安いですし、また昇給制度についても、15年勤続して働いて10円ずつ上がっても900円にしかならないと。既に知立では、入ったときから940円という数字でありますから、そういう点で大変低い。ぜひ他の市に近づけていただきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○市長（八木忠男君）

臨時職員の方の賃金ということではありますが、これも先ほど申し上げましたが、この西尾張地区、あるいはこの地域の賃金体系なども判断の中にあるわけでありまして、これも今回の質問の中でもありました人事の評価システムづくり、あるいは人事管理、あるいは行政改革、定員管理などなどをこれから見定め進めていく、そうした状況を企業経営、あるいは今行政経営と言われていることが多くなってきております。私ども、これからもそんな考え方で、そうした点についても進めてまいりたいと思っております。

○21番（永井千年君）

私、他の条件、一時金とか交通費などについても、あるいは特別休暇などについても他の市の例も調べましたけれど、やはり正職員に準じてそれぞれ定めがあるわけなんですね。既にこの207名という数字は36%でありますから、愛西市の行政の一端を担っていただいている大変な力になっています。だから、当然今後の方向として一時金や交通費や有休、特別休暇などについても、ぜひ規定を定めていただきたいと思えますし、それから他の市では有給休暇も、6ヵ月以上というのは基準法の規定にありますが、6ヵ月たたないとゼロというふうじゃなくて、2ヵ月までは幾ら、4ヵ月までは幾らという規定も設けておりますので、ぜひ他の市の事例をもっと積極的に学んでいただいて近づける努力をしていただきたいと。今後ともそのために頑張ってくださいということをお願いするわけですが、総務部長、その点いかがでしょうか。市長でも、どちらでもいいですけど。

○総務部長（中野正三君）

種々御指摘といたしますか、教えていただきまして大変ありがとうございます。それぞれの中で、私ども周りに目を向けて愛西市を考えてまいりたいというふうに存じます。以上でございます。

○21番（永井千年君）

終わります。

○議長（佐藤 勇君）

これにて21番・永井千年議員の質問を終わります。

これで一般質問をすべて終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（佐藤 勇君）

以上をもちまして本日の全日程を終了いたしました。

次の継続会は6月21日午前10時より再開をいたしますので、よろしくお願いをいたします。

本日はこれにて散会といたします。

午後5時23分 散会

